

新市建設計画



高島地域合併協議会

平成26年9月変更 高島市

令和元年10月変更 高島市

新市建設計画 目次

序章	計画策定の方針	1
第1章	高島地域6町村の特性と課題	2
1.	高島地域6町村の概況	2
2.	高島地域の基本的課題	6
第2章	地域を取り巻く動向	9
	社会的潮流	9
第3章	合併の効果	11
1.	合併の効果	11
2.	高島地域で期待される合併の効果	12
第4章	新市将来像	14
1.	まちづくりの基本理念	14
2.	目指すべき将来目標像	15
3.	まちづくりの基本姿勢	17
第5章	建設計画	18
5-1.	未来を担う人づくり、文化づくり（教育・文化・コミュニティ計画）	19
5-2.	安心して暮らせる福祉社会づくり（保健・医療・福祉計画）	26
5-3.	地域を支える産業づくり（産業振興計画）	33
5-4.	湖と里山を活かした豊かな環境づくり（生活環境整備計画）	43
5-5.	地域を支えるしっかりとした基盤づくり（都市基盤整備計画）	51
第6章	公共的施設の統合整備	59
第7章	財政計画	60
	用語の説明	64

序章 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市建設計画は、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、6町村の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市将来構想素案を基に新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備および財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く20年度（平成16年度から令和6年度）とします。

(4) 住民意見の反映

新市建設計画は、新市建設計画策定委員会の提案と6町村住民の意見を尊重し策定します。

(5) その他

新市建設計画の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとしします。また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとしします。

第1章 高島地域6町村の特性と課題

1. 高島地域6町村の概況

(1) 位置と地勢

高島郡6町村（以下「当地域」という）は、滋賀県の北西部に位置し、総面積は約511k㎡、総人口は約5万5千人を擁しています。当地域の東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に志賀町と大津市および京都府とに、北西部は饗庭野、野坂山地を境に福井県に接しています。気候的には日本海側に近いことから冬季の寒さは厳しく、積雪量の多い日本海型気候となっています。また、秋季には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばあります。

(2) 沿革

琵琶湖の周囲に人が住みつくようになったのは、縄文時代の初期であったことが、湖岸の平野部や湖底の遺跡から伺えますが、水利に恵まれた湖畔であったことから、人が住みつきやすい環境にあったことが容易に想像されます。

新旭町の針江遺跡群などから弥生時代の遺跡も発見されており、古くから農業を中心とした集落が形成されていました。また、古墳時代には、高島町の鴨稻荷山古墳から新羅の影響を強く受けた副葬品が出土したことなどから、新旭町の南部から高島町鴨にかけて安曇海人族など大陸系渡来人が活躍していたことが伺えます。

古来より当地域は京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄え、中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖畔に沿って走る西近江路や、塩漬けされた鯖を運搬する街道であったことから鯖街道と呼ばれる若狭街道が主となり、これらの街道と大津方面への湖上交通の拠点である港町や宿場町として栄えてきました。代表的な港町として当地域ではマキノ町の海津、今津町の今津が西浅井町の塩津とともに湖北三港として発展しました。

江戸時代には、安曇川町に生まれ、独自の心学を形成し、日本における陽明学の祖と呼ばれた近江聖人中江藤樹等の人材を輩出した地でもあります。

(3) 交通

当地域には、国道161号、303号、367号があり、国道161号が京阪神地域・北陸地域を結び、国道303号が福井県上中町、さらに国道367号が大津市・京都市を結んでいます。また、主要地方道として、小浜朽木高島線、太田安井川線などが走っているほか、琵琶湖岸を周遊する湖周道路などの一般県道や町村道があります。

公共交通では、鉄道についてはJR湖西線が昭和49年の開通以来、住民および当地域を訪れる人々の交通手段として重要な役割を果たしてきました。

バス交通は、JRバス、近江バス、江若バス、湖国バス、京都バスが運行されていますが、自家用車の利用増加などに伴いバス利用者が減少し、そのため、その多くは自治体による自主運行バスとなっています。

今後、琵琶湖環状線の実現や望ましい規模の定住人口の確保、当地域の交流人口増加のためにもJR湖西線の増便とバス交通の充実が期待されています。

(4)人口

平成12年の国勢調査における当地域の人口は55,451人で、平成7年との比較では約2.0%の増加となり、県総人口(1,342,832人)に占める比率は4.1%となっています。

人口の推移を町村別にみると平成7年と比較して今津町、朽木村、高島町、新旭町が増加となる一方、マキノ町、安曇川町は減少となっています。

年齢別人口の構成比において、平成7年と平成12年との比較でみると、15歳未満の年齢層が減少し、65歳以上の年齢層が増加していることから、平均寿命の伸び、出生率の低下、若年人口の流出等を背景に少子高齢化が急速に進展していることが伺えます。

□人口の推移

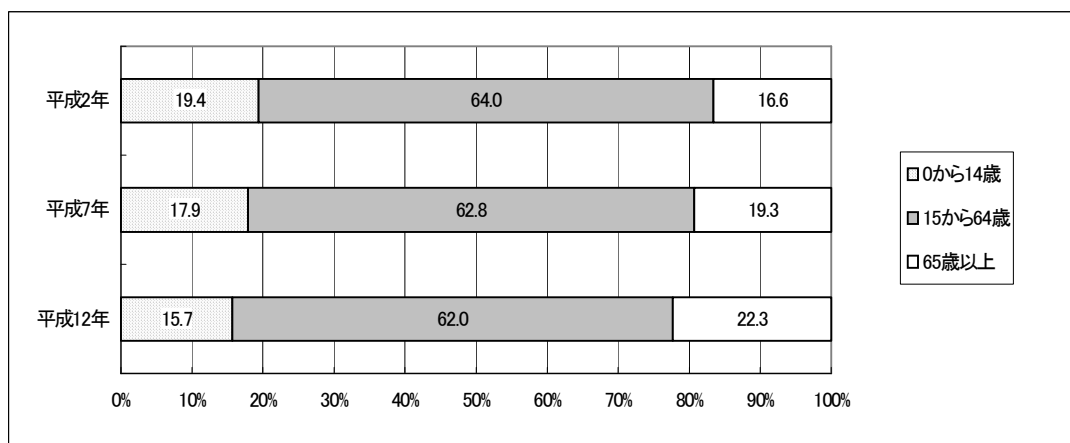
単位：年・人

	平成2年	平成7年	平成12年
マキノ町	6,403	6,377	6,210
今津町	12,855	13,190	13,921
朽木村	2,616	2,603	2,625
安曇川町	13,836	14,624	14,489
高島町	6,517	7,012	7,138
新旭町	9,805	10,563	11,068
当地域	52,032	54,369	55,451
県：総人口	1,222,411	1,287,005	1,342,832

資料：国勢調査

□年齢別人口の構成比

単位：%



資料：国勢調査

(5) 産業

当地域における平成12年の就業人口は27,486人で、平成7年に比べると692人減少しています。

就業別にみると、第1次産業就業人口は大きく減少傾向にあり、就業者総数に占める構成比は平成2年の10.7%から平成12年には6.8%となっています。

逆に、第3次産業の就業者総数に占める構成比は、平成2年の48.4%から平成12年の55.1%と増加しており、全国的な傾向と同様に、第1次産業人口が減少し第3次産業人口が増加している状況にあります。

第2次産業就業者の平成12年の就業者総数に占める構成比は38.1%で、就業者数は減少傾向にあります。

□産業別就業人口の推移（15歳以上、常住地による）

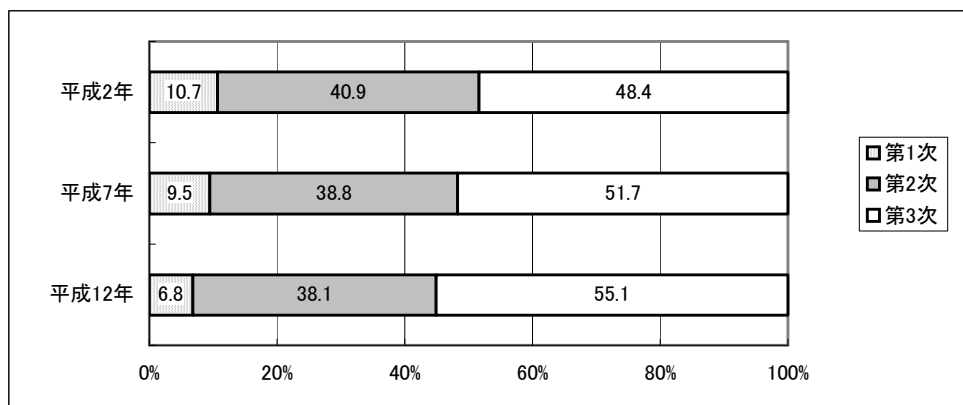
単位：人・%

年次	総数	産業別			構成比		
		第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
平成2年	27,078	2,887	11,077	13,114	10.7	40.9	48.4
平成7年	28,178	2,676	10,936	14,566	9.5	38.8	51.7
平成12年	27,486	1,871	10,470	15,145	6.8	38.1	55.1

資料：国勢調査（但し分類不能産業は含んでいない）

□産業別人口の構成比

単位：%



(6) 主な地域資源

当地域は古来より北陸と日本の都を結ぶ地域として、若狭街道や西近江路の要衝であったことから、鴨稻荷山古墳を始めとする遺跡、白鬚神社などの歴史ある神社仏閣が多く、歴史文化資源に恵まれています。

また、日本における陽明学の祖といわれる中江藤樹など著名な学者、文人を輩出していることから、その功績を伝える施設も整備されています。

一方、地域資源である恵まれた自然環境を活かした西びわ湖ペーロン大会、びわこミ

ニトライアスロン大会などのイベントが開催され、京阪神地方などからの観光客も多く見られます。

また、スキー場や水泳場が立地するとともに、「マキノサニービーチ」「マキノピックランド」「マキノ高原」「家族旅行村ビラデスト今津」「グリーンパーク思い出の森」「びわ湖こどもの国」「ガリバー青少年旅行村」「新旭風車村」「水鳥観察センター」など、地域資源を活かした多様な施設も整備されています。

2. 高島地域の基本的課題

(1) 高島地域の特性

高島地域の概況を踏まえて、その地域特性を要約すると次のとおりです。

①古代からの交通の要衝

- ・古くより畿内と北国とを結ぶ交通の要衝として栄えた。
- ・特に、西近江路が海津から敦賀・越前方面へ、九里半街道（若狭街道）が今津から若狭方面へ、それぞれ通じており、海津、今津は、琵琶湖を活用した湖港として重要な役割を果たした。
- ・また、南の勝野津も水陸の交通の要所として栄え、近世の大溝港として発展した。

②多角的な経営地域

- ・当地域は、琵琶湖に面することから、古くより漁業を発達させるとともに、琵琶湖周辺は農業生産力にも恵まれた。また、これらに加えて、綿織物や扇骨業等の地場産業も発達させてきた。
- ・このような多角的な経営基盤により地域経営を行なってきた経験は、現在も生き続けており、近年では大都市地域からの企業誘致や大都市住民を対象とした観光・交流産業を育成して、地域の活性化に取り組んでいる。
- ・しかし、経済社会のグローバル化の進展やバブル経済崩壊後の厳しい経済状況等もあって、地域の経済基盤は弱まりを見せており、雇用の拡充や若者定住に対する地域住民の意向には強いものがある。

③豊かな自然環境と人材を育む風土

- ・当地域は、前面の琵琶湖とその周辺に広がる田園地帯、その背後に展開する里山・森林によって構成され、豊かな自然環境の地域を形成している。
- ・そうした自然環境と歴史的風土の中で、儒学者中江藤樹や浅見綱斎をはじめとする多くの人材を輩出してきている。

④大都市地域と近接性の向上

- ・JR湖西線の輸送力増強、新快速の運行により、当地域と京阪神大都市地域との時間距離が大幅に短縮された。また、平成18年秋には北陸本線長浜駅～湖西線永原駅間の直流化による琵琶湖環状線の実現も予定されており、北陸地方や中京大都市地域との連携も強化されようとしている。
- ・また、国道161号、303号、367号などの幹線道路網の整備も着々と進められ、大都市地域やその周辺地域との近接性はますます高まりつつある。

(2) 高島地域のまちづくり上の課題

高島地域の概況と地域特性を踏まえて、まちづくり上の課題を整理すると、およそ次のように要約されます。

①豊かで魅力的な自然環境の保全と循環型社会の形成

- ・当地域は、琵琶湖と田園・市街地、森林・里山等で構成される豊かな自然環境を有しており、そのことが地域住民のアイデンティティ（独自性）ともなっている。したがって、その豊かで魅力的な自然環境を保全していくことが、基本的な課題となっている。
- ・その自然的・田園的環境を保全していくためにも、廃棄物の減量化、リサイクル等を中心とする循環型社会を形成していくことが必要となっており、その先進的な地域としての役割を担っていくことが求められている。
- ・このような自然環境の保全と循環型社会の形成は、当地域において諸計画を展開していく場合のベースとなるものであり、地域を特色づけるものでもある。

②若者定住の促進による人口および年齢構成の安定化

- ・当地域は、県内でも高齢化率の最も高い地域となっており、その趨勢を見ると今後一層高齢化率は高まっていくことが予測される。また、若者の定住化が進まなければ、少子高齢化の影響も受けて、やがては地域人口も減少していくこととなる。このため高齢者の社会経済活動等への積極的な参加の機会を増やすとともに、とりわけ若者定住を促進し、人口および年齢構成の安定化を図っていくことが重要な課題となっている。
- ・若者定住を促進していくには、豊かな自然環境を最大限に活かしつつ、生活環境や情報基盤、教育・文化施設、医療・福祉施設等の定住環境を整備・充実していくことは勿論のこと、魅力的な就業の場を創出していくことも重要な課題となっている。

③交流産業を中心とした多角的な産業経済基盤の強化

- ・地域の経済基盤を整備・充実していくことは、現在も重要な課題となっているが、若者定住を促進していくことも含めて考えると、今後一層重要な課題になっていくものと思われる。
- ・当地域は、農林漁業や地場産業を中心に発展してきたが、近年は交流産業への展開を図り、多角的な経営地域の形成に努めてきた。特に、近年各地域で展開されてきた交流拠点施設づくりは注目されているところである。
- ・しかし、そうして展開してきた多角的な産業経済基盤の整備も、現段階では地域所得を向上し、若者に魅力的な就業の場を提供するまでの発展段階には至っていない。
- ・当地域の特性や国際間での立地条件等から、従来型の企業誘致方式は難しい状況となっている。
- ・したがって、交流産業を改めて当地域の主導的な牽引産業として位置づけ、これまで進めてきた交流産業の抜本的見直しを行い、地域所得の向上と若者就業に結びつ

- く新たな発展方向を追求していくことが、現実的で望ましい方向と考えられる。
- ・そのためには、大都市地域住民にとって、自然豊かでより魅力的な地域を形成していくとともに、地域の農林水産物をベースとした新商品開発、生産組織や加工製造業の育成・導入、新たな情報・サービス業の展開等々を積極的に推進し、交流活動をより一層発展的に推進していくことがきわめて重要な課題となっている。

④多核連携型で一体的な都市づくり

- ・地域の経済力を強化することと同時に、合併を機に一つの都市としての基盤と仕組みをつくり上げていくことが必要となっている。
- ・当地域は、前面に琵琶湖があり、琵琶湖沿いの平坦地に市街地と田園地帯が広がり、その背後に里山と森林が展開するといった地理的条件を有しており、それらが連なる各地区の都市構造となっている。
- ・この都市構造は、中心となる都市の周りに複数の都市が展開するものとは基本的に異なるものであり、一極集中型の都市構造にはなりにくい特色を持っている。
- ・このため、一体的な都市づくりとはいえ、どこかの都市を中心にして一極集中型の都市構造をつくり上げていくのではなく、複数の都市核が機能を分担する「多核連携型の都市構造」の実現をめざした都市づくりを推進していく必要がある。

⑤京阪神圏・中京圏や日本海地域等との交通ネットワークの強化

- ・一体的な都市づくりとともに、都市内外を結ぶ広域的な交通ネットワークを強化していくことも重要である。当地域は、歴史的に見ても京都・奈良方面と日本海方面とを結ぶ交通の要衝として古くから人・物・情報の交流を行い、それによって地域経済を活性化してきたところであるが、近年は、道路網や鉄道網整備の立ち遅れから、とりわけ交流産業を進めてきた当地域は大きな影響を受けてきている。
- ・このため、京阪神圏や中京圏、日本海地域、更には県内各地域との交通ネットワークを強化していくことが必要となっている。特に、琵琶湖環状線の早期実現によるダイヤの充実など、当地域内外を結ぶ交通ネットワークの整備充実と交通利便性の向上が重要な課題となっている。

⑥豊かな市民生活の実現と地域アイデンティティの強化

- ・上記のような定住環境の整備・充実、産業経済力の強化、一体的な都市づくりを総合的に推進し、結果として豊かな市民生活が実現するとともに、市民が誇りを持って暮らしていくことが出来る都市をつくり上げていくことが必要である。
- ・そのためには、定住環境や産業経済や都市基盤の整備・充実だけではなく、地域固有の文化を高めていくことが求められる。当地域は、今日までに多くの賢人を輩出した地域でもあり、数多くの歴史文化遺産もあって、特色ある地域文化を醸成していく土壌には優れたものがある。これらを背景にしながら、特有の地域文化を創造し、アイデンティティ（独自性）の高い都市づくりを進めていくことも重要な課題となっている。

第2章 地域を取り巻く動向

社会的潮流

近年の社会的な潮流、つまり世の中の動き、流れを次に整理しています。

(1) 住民と行政のパートナーシップ

近年、行政を介さない自発的な取り組みとして、自治会活動によるまちづくりなどに加え、民間非営利組織であるNPOとの協働が重要課題として位置づけられています。

パートナーシップ型地域運営は、これら民間セクターの英知と実行力を公共的サービスの供給システムに取り入れていくことであり、そのことが住民の自己決定を拡充することにつながります。同時に、行政のスリム化という効果も期待できます。

新しいまちづくりを進めていくためには、住民の視点でまちづくりを考えていくことが必要です。また、活力を取り戻すためには住民の創造力をどう活かすかが時代の課題でもあります。

住民組織の設置による取り組みやさまざまな分野で芽生えてきているボランティア活動、市民活動を中心に、それぞれ培われてきたまちづくり手法を一層発展させ、住民が計画段階から積極的に参加していくなど、それぞれが果たすべき役割を確認しながら、住民と行政との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 少子・高齢化

急激な少子化と高齢化に伴い、地域活力の衰退や町村の財政基盤の悪化が懸念されています。特に、高齢化の急激な進展に伴い保健、医療、福祉などの行政需要が増大するものと予想されています。

こうした高度で多様な行政サービスが要求される少子高齢社会に対応するため、行政規模のスケールメリットを活かした組織体制づくりを進めていく必要があります。

また、若い世代が安心して子供を生み、育てられる環境をめざし、子育てに対する社会的支援を充実させるとともに、高齢者が明るく、生き生きと暮らせるよう、健康と生きがいがづくりのための施策を展開していく必要があります。

(3) 環境問題

環境問題は、人々の暮らしを大きく左右する重要な課題です。

当地域でも、琵琶湖の藻の繁茂やごみの散乱等から水質等への悪影響が心配されていますが、環境保全に対する積極的な活動意欲が高まっており、環境ISO取得への取り組みや住民の環境保全やリサイクル活動などが積極的に進められています。

地域の貴重な資源である美しい水と緑の環境を守るため、自然との共生社会に向けての学習、意識啓発を進めるとともに、住民・事業者・行政が一体となって、ダイオキシ

ン対策やリサイクル・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入など、環境への負荷を低減する社会システム（循環型社会）の構築を図っていく必要性が高まっています。

（４）国際化

今日の急速な技術の発展と、国家の枠を越えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大されています。

このような中で、諸外国との交流は、地域レベル、草の根レベルの交流に広がっています。

様々な交流を通して、異文化の理解等諸外国との相互理解を一層推進するとともに、豊かな国際感覚を身につけ、新たな文化を創造する住民を育み、住民レベルの国際交流や国際協力を支援するとともに、訪れる外国人にもやさしく対応ができる体制づくりを進めていくことが求められています。

（５）高度情報化

高度情報化社会が進展し、そのメリットを住民誰もが享受できる社会をめざし、活力ある地域社会の形成や真にゆとりと豊かさを実感できる住民生活を実現していくことが求められています。

そのため、情報通信サービスの受け手であり情報の発信者である住民の視点に立った高度情報化を推進していく必要性が高まっています。

また、地方分権、行政改革、情報公開、広域化等に対応した住民サービスの向上と効率的で透明な行政を実現するため、行政の高度情報化を推進していく必要があります。

（６）地方分権

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、地方分権が具体化する中で、住民に最も身近な行政主体である市町村には、自己決定、自己責任の原則のもと、今後、ますます高度かつ多様な行政サービスの提供が求められています。

このような中で、政策立案能力が重要となることから、企画部門の充実や専門的人材の育成など、地方分権に対する適切な受け皿づくりを進めていかなければなりません。

また、住民参画のもと、創意工夫により地域に根ざした施策が実行できるよう、自主性および自立性を高め、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことも必要となっています。

第3章 合併の効果

1. 合併の効果

市町村合併の効果については、一般的には概ね次のように言われています。

(1) 住民の利便性の向上

- ・利用が制限されていた他の市町村の公共的施設が利用できる。
- ・旧市町村界を超えた見直しにより、生活の実態に即した小中学校の通学区域の変更ができる、など。

(2) サービスの高度化・多様化

- ・小規模市町村では設置が困難だった部局の設置が可能となり、多様で個性的な行政施策の展開が可能となる。
- ・採用が困難または十分に確保出来なかった各種専門職員の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となる、など。

(3) 重点的な投資による基盤整備の推進

- ・重点的な投資が可能となり、地域の中核となる水準の高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となる、など。

(4) 広域的観点に立ったまちづくりと施策の展開

- ・広域的な視点に立って、まちづくりをより総合的・効率的に考え、実施することができる。
- ・環境問題や水資源問題、観光振興等広域的な調整や取り組みを必要とする施策を有効に展開できる、など。

(5) 行財政の効率化

- ・総務・企画等の管理部門の効率化が図られ、職員数を全体的に少なくすることができる。
- ・三役や議員、各種委員会や審議会委員等の総数が減少し、経費を節減できる。
- ・各種の公共的施設が効率的に配置され、類似施設の重複が避けられる、など。

(6) 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

- ・より大きな市町村の誕生で、存在感が増すとともに町村が市になることによりイメージアップにつながる。
- ・地域の総合力が向上し、全体的な成長力や苦境を乗り越える力が強くなる、など。

2. 高島地域で期待される合併の効果

(1) 豊かな自然や地域資源の活用と役割の強化

当地域の特徴である豊かな自然環境を活かし、大都市にはない、自然と調和したアメニティ豊かな生活環境を整備していくことが強く求められています。

6町村ではこれまで、「マキノ高原温泉さらさ」「マキノピックランド」「家族旅行村ピラデスト今津」「グリーンパーク思い出の森」「びわ湖こどもの国」「ガリバー青少年旅行村」「新旭風車村」など、地域資源を活かした多様な施設や都市基盤の整備が行われてきました。

これらの施設・拠点を自然との共生をテーマにした新しい機能の整備・誘導や、ネットワーク化や連携・共同事業等により広域的ニーズに対応した施策の充実が必要となります。

新市においては、地域の特色や魅力を積極的に活かしていくことや新市都市機能の強化による重点的な投資や基盤整備とともに、広域的な役割分担・ゾーニングなどによるまちづくりをより効果的に進めていくことができるようになります。

- ①広域的視点に立った道路や公共施設の整備
- ②観光土地利用…地域特性に基づくゾーン区分とゾーン別整備
 - ・素朴で美しい自然体験ゾーン、歴史・文化の学びゾーン、街並み散策と再発見ゾーン、憩いと潤いのリゾートゾーンなど。
- ③核事業計画…地域の特性に合わせた事業展開を推進

(2) 利便性やサービスの高度化・多様化

住民が快適に安心して暮らせるための多角的な生活環境の整備や少子高齢化の進展による保健・福祉分野等でも高度で多様な需要が高まっています。

新市においては、行財政基盤の強化によりこれらのサービスの高度化や多様化への対応がより可能となり、町村境を越えた一体的な視点に立って住民の利便性向上のための事業運営や施策の展開を図っていくことができます。

また、多様な生活スタイルや地域課題に対応した利便性の高い生活環境を実現する道路・交通の整備に努めるとともに、地域情報化ネットワークシステムを整備し、各機関での情報提供やインターネット等により住民と行政とのコミュニケーションを促進するための住民と行政との双方向システムの構築を図ることもできます。

- ①インフラ整備と地域間を結ぶネットワーク整備
 - ・広域循環バスの整備、充実
 - ・行政ネットワークサービスの住民への活用推進
- ②地域ネットワークを活用した情報サービスの充実
 - ・ネットワークを活用した各種届出・申請・予約手続きの実施や行政情報・データの提供

(3) 住民、企業、行政の協働による総合的な活力の強化

まちづくりは、主役となる住民や民間の活力、創造・工夫を活かせる機会を拡充し、住民、企業、行政がそれぞれの役割分担や相互理解のもと、責任と良好なパートナーシップによる取り組みが求められています。

そのために、住民、民間団体、NPOなどの参加、協力を促し、多様な産業活力の創出等、地域の発展のための連携、共同体制を確立していく必要があります。

新市においては、住民、企業、行政の協働による活力と、合併により拡大するマンパワーやノウハウとにより、将来の社会経済等の環境変化に対応できる総合的な活力を強化し、自立と創造性のある都市づくりを進めることが可能となります。

- ①地域の存在感やイメージの向上
- ②コミュニティ推進による活力ある都市づくり
- ③非営利活動団体等への支援
- ④企業の定着や若者の定住
- ⑤産業構造の高度化と多角的展開の促進
- ⑥新産業の育成および起業支援等による雇用・就業の場の確保

第4章 新市将来像

1. まちづくりの基本理念

合併によって誕生する新しい市にとって、将来目標をどのようなものにしていくかは、きわめて重要な問題です。その基本的な考え方を示すものが「まちづくりの基本理念」です。

高島地域6町村は、これまでに見てきたように、琵琶湖と田園・市街地、森林・里山等が一体となって醸し出す豊かな自然環境と古くより発達した固有の歴史文化や風土を有しており、そうした優れた環境の中で農林水産業や地場産業、交流産業等を多角的に展開し、特色ある生活文化圏を形成してきました。

しかし、21世紀を迎えて、地方分権、少子高齢化、高度情報化への対応、経済のグローバル化、循環型社会の構築など、時代の転換期ともいわれる大きな社会経済的な変化が進展しています。

このような中で、それぞれの自治体においては、中央追随型の画一的なまちづくりではなく、それぞれの地域の歴史的背景や地域特性を活かして、自立的で個性あるまちづくりを推進していくことが求められています。

高島地域においては、これまでもそのような視点から、さまざまな施策を推進してきたところですが、時代の転換期を迎え、また合併という地域の大変革期にあたり、新たな視点も導入してまちづくりの目標を再構築するとともに、豊かな市民生活の実現に向けた積極的な施策展開を図っていかねばなりません。

とりわけ、これからのまちづくりは、市民がそれぞれの暮らしの中で「心の豊かさ」を実感するとともに「自己実現」を図っていけるようにしていくことが求められています。このため、新市のまちづくりにおいては、豊かな自然環境を保全・活用し、都市基盤を整えつつ、市民生活や地域社会を支える基礎となる産業経済力を強化し、定住環境や福祉環境を総合的に整えて、地域固有の文化を創造的に発展させていかねばなりません。

新しい時代におけるこのようなまちづくりは、行政主導型で進めていく従来の方式では限界があります。とりわけ、高まる市民要求に応えていくことはきわめて困難と言わざるを得ません。このため当地域においては、**市民と行政とのパートナーシップにより地域の一体感をより強固にし、活力と魅力に富み、住みよく心の豊かさを実感し、一人ひとりが自己実現を果たすよう努力し合う21世紀の新しいまちづくり**を展開していくこととします。

2. 目指すべき将来目標像

(1) 将来目標像

新市が目指すべき将来目標像は、まちづくりの基本理念で明らかにしたとおり、市民が「心の豊かさ」を真に実感でき、「自己実現」が図れる都市でなければなりません。また、それを満たしていくには、豊かな自然環境を保全・活用しながら、都市基盤や産業経済基盤の強化を積極的に進め、豊かさやゆとりを実感できる定住環境を整え、地域固有の文化を創造的に発展させていくものでなければなりません。

このような点を重視し、高島地域の特性を踏まえて、次のような基本的視点を基に将来目標像を設定します。

①地域の「個性」と「連携・交流」を重視した特色ある都市を形成する

- ・水と緑に囲まれた豊かな自然環境を保全・活用するとともに、これまで進めてきた大都市地域との連携・交流による既存産業の振興や新産業づくりをより発展させて、多自然、交流といった個性を大事にした特色ある都市を形成していきます。
- ・特に、当地域は、四季の移ろいが鮮やかなところに特色があり、年間を通じて様々な表情を見せるとともに、多様な産物を産する点に着目し、地域産業の個性化と特色づくりに活かします。

②新しい「市」としての高い水準と魅力を備えた均衡のとれた都市づくりを推進する

- ・新市は、6町村が合併することによって、これまでは実現が困難であった水準の高い施設整備や専門的な市民サービス等が可能となります。また、合併を機に6町村の一体感が強まり、まとまりをもった都市を形成していくことも可能となります。
- ・このような合併によるメリットを最大限に生かして、「市」としての高水準で魅力ある均衡のとれた都市づくりを進めます。

③地域の「自立・自治力」の高い都市づくりを展望する

- ・当地域は、生活や生産活動の場面で、地域レベルでの親密な支え合いのコミュニティが息づいており、新市になった後も市民生活の重要な基礎単位として位置づけられることとなります。
- ・これまでに培われてきた地域住民の思いやる心をより育み、集落や自治会、小学校区等を基礎単位とした地域コミュニティを大切にし、一層の充実を図り、市民生活や生産活動の各場面において多様な諸活動を展開し、切磋琢磨と連携をうまく組み合わせながら、「自立・自治力」の高い都市づくりを推進します。

以上のようなことから、新市の将来目標像を次のように設定します。

水と緑 人のいきかう 高島市

当地域が持つ豊かな自然環境を「水と緑」で表現しています。「水」は、琵琶湖とそれに注ぐ河川等です。そこは生命を育む場であり、生活を支える場でもあります。「緑」は、背後に連なる山々であり、田畑等です。ここも生命を育むとともに、生活を支える場でもあります。また、「人のいきかう」は、交通網を発達させ、文化、観光、産業活動を活発に展開する都市をイメージしています。

豊かな自然に抱かれ、いきいきとした思いやりのある人々の活動によって支えられている、自然と人の魅力と活力に満ちた都市 高島市を目指します。

(2) 将来人口、世帯数フレーム

①人口

当地域の人口は、平成12年の国勢調査では55,451人であり、徐々に増加する傾向にあります。このまま推移すると、平成22年頃までは増加を続け、その後少子化の影響を受けて減少傾向に移行することが推定されます。

このように推定される中で、新市を建設した後、地域内産業の振興および新たな産業の育成・導入等による雇用機会の拡充、定住環境の整備による人口流出の抑制等を推進することにより、人口の減少を食い止めて安定化を図ることとし、**平成26年には約56,700人**になるものと想定されます。

②世帯数

新市の世帯数は、平成12年の国勢調査では16,540世帯で、傾向としては増加しつつあります。これは、人口の伸びとともに1世帯当たりの人員が少しずつ減少してきていることによります。

近年のこの減少傾向は一定的に推移しており、当地域の1世帯当たり人員は平成12年では3.35人/世帯（滋賀県3.04人/世帯）と比較的多いことから、この減少傾向は今後も続くものと想定すると、平成26年頃の1世帯当たり人員は2.77人となり、**世帯数は約20,500世帯**になるものと想定されます。

この1世帯当たり人員2.77人は、平成12年の全国の1世帯当たり人口2.70人/世帯よりも多い数値です。

3. まちづくりの基本姿勢

本格的な少子高齢社会が到来し、福祉や医療面等での行政需要はますます増大しています。他方、サービスの向上、経済の活性化をめざした規制緩和は近年の社会的課題でもあります。

また、環境問題への積極的な取り組み、災害に強いまちづくり、地域間競争時代に対応したまちづくりなども重要性を増しています。

さらに、価値観の多様化時代を迎えて、住民の自己実現に対するニーズも増大し、行政に対する期待や要望は多様化し高度化する一方、行政サービスコストの削減も求められています。

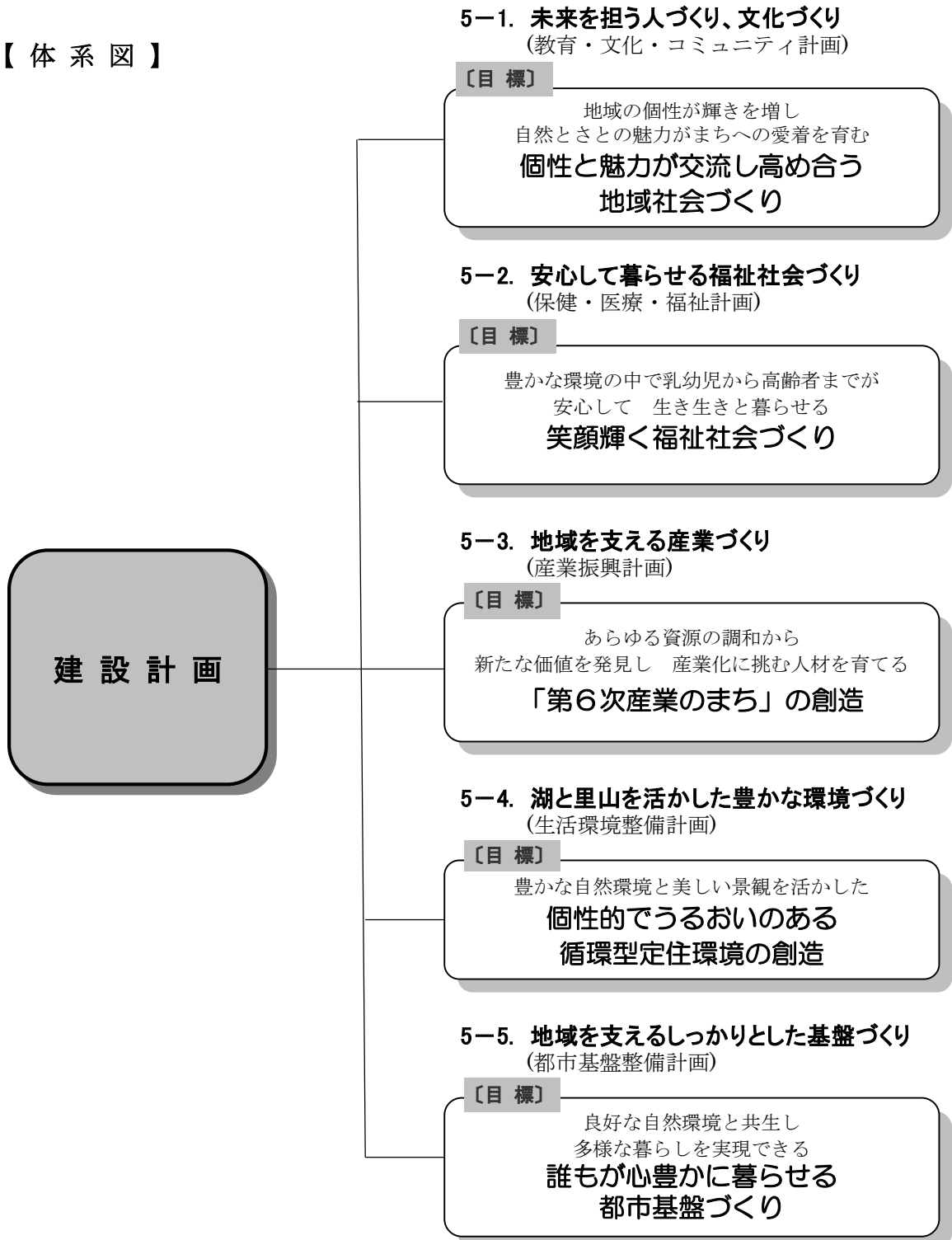
こうした状況の中で、地域間競争が激化する地方分権時代において、自己決定・自己責任の原則のもと、住民と行政のパートナーシップを基調に、自然村をもとに作られた充実した自治会組織など、この地域の特色を活かしながら、これまでの概念にこだわらない**地域住民の望む新しい「まちのかたち」を積上げる**というまちづくりを基本姿勢として取り組んでいきます。そのために住民の自己実現をとまなう積極参加と行政コストの削減、併せて経済の活性化を目指した行政サービスの積極的な民営化も視野に入れた政策の実現を図っていきます。

行政運営や住民サービスについては、合併のスケールメリットを活かし、また、行政評価やパブリックコメントなどの新しい手法の導入により公平で透明な行財政運営の確保と健全な財政運営、効率的な組織運営を行い、個人情報保護への取り組み、職員資質、能力の向上のための人材育成、情報公開や地域情報化などの推進により、更に充実した住民サービスの向上を図っていきます。

第5章 建設計画

6町村の迅速な一体化を促進するとともに、新市の将来目標像である「水と緑 人のいきかう 高島市」を実現していくため建設計画を5つの分野に区分して、次のような施策の展開を図るものとします。

【体系図】



5-1. 未来を担う人づくり、文化づくり（教育・文化・コミュニティ計画）

1. 目標と基本方針

（1）目標

教育や文化、コミュニティは、そこに住み、集う住民の最も基礎・基本を形成するものであり、新市のまちづくりや未来を担う人づくりにおいて大きな役割を担っています。そこでは、私たちのまちが有する母なる琵琶湖、豊かな緑、美しさと、悠久の歴史文化など、先人達が生み出し守り育ててきたまちの宝物を、今に生きる我々がこれからも重視しながら、さらにすばらしいまちをつくる資源として積極的に活用していくことが大切と考えられます。

なかでも琵琶湖や里の原風景は、みんなで共有できる貴重な財産であり、まちづくりのあらゆる機会、あらゆる場面で意識し、活用していくこととします。

一方、合併によって大きなまちになることには、自分たちの生活が不便になるといった住民の不安も寄せられています。だからこそ、住民は身近な地域において、自らよりよいまちづくりに取り組んでいくことが大切であると考えられます。日常を営む小さな単位の生活を自らの意志と力でよりよいものにし、その小さな単位の輝きがお互いに刺激し合い、高め合い、連携していくことで、まち全体をさらによりよいものへと高めていくことができると考えられます。そこで新市における教育・文化・コミュニティ分野の目標を次のとおり設定します。

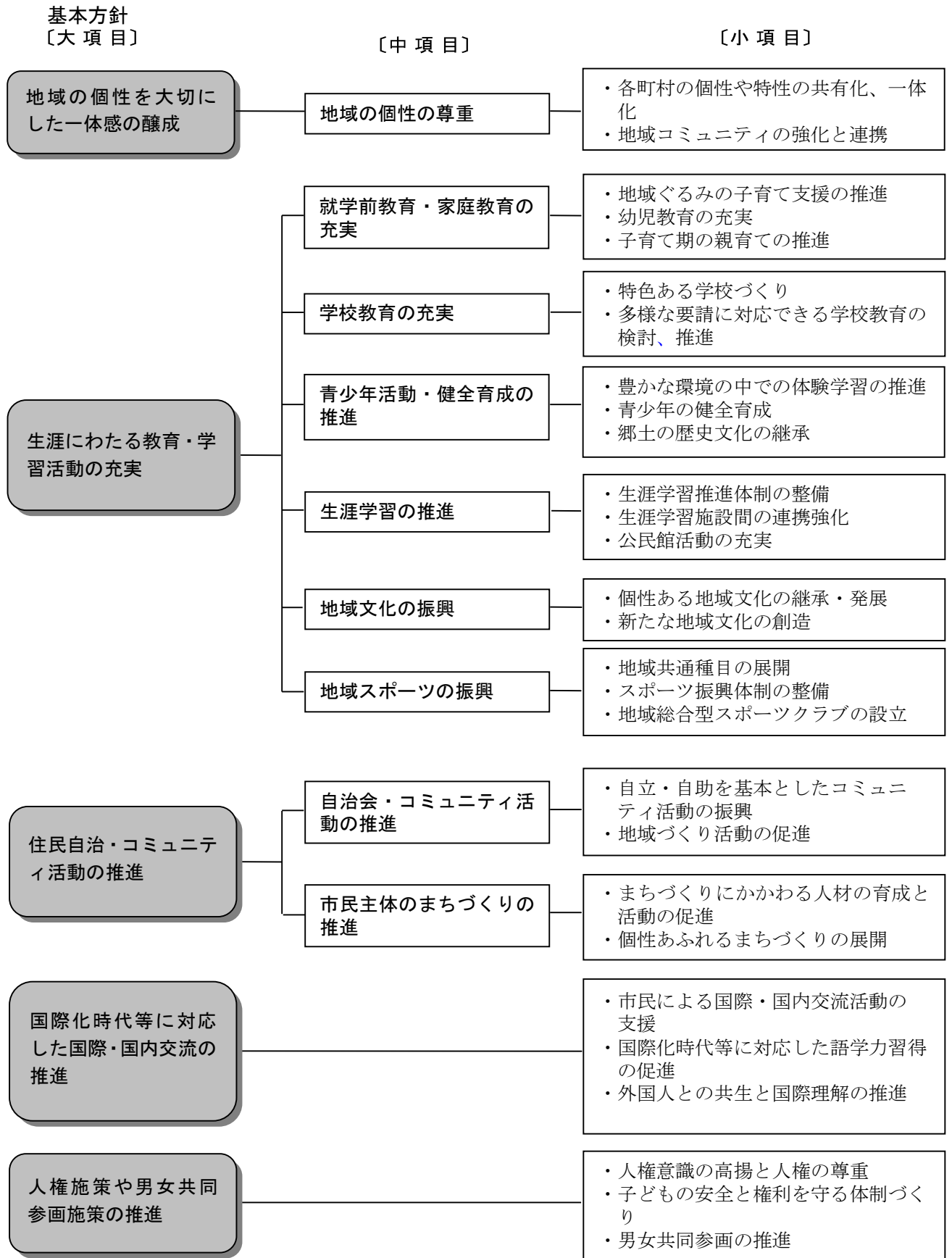
地域の個性が輝きを増し
自然とさとの魅力がまちへの愛着を育む
個性と魅力が交流し高め合う地域社会づくり

施策の推進にあたっては、あらゆる分野で新しいまちの住民がお互いを尊敬し、交流し、そして高め合う、そんなまちを支える教育、文化、そしてコミュニティを住民、行政がともに協力して創り上げていくこととします。

（2）基本方針

- ①地域の個性を大切にした一体感の醸成
- ②生涯にわたる教育・学習活動の充実
- ③住民自治・コミュニティ活動の推進
- ④国際化時代等に対応した国際・国内交流の推進
- ⑤人権施策や男女共同参画施策の推進

2. 施策体系



3. 施策

(1) 地域の個性を大切にした一体感の醸成

①地域の個性の尊重

ア. 各町村の個性や特性の共有化、一体化

- ・人と自然が活かしあい、自然村をもとにつくられてきた各町村や地域・集落が、これまで育んできた文化や個性を、新しいまちの住民みんなが尊重し合い、自分たちの宝物として大切にし、一体感を醸成していくための仕組みづくりを進めます。

イ. 地域コミュニティの強化と連携

- ・琵琶湖と里山をはじめとする豊かな自然環境をまちの住民みんなが共有できる貴重な資源ととらえ、その環境のもとに育まれた純朴・勤勉で、広く挑戦の意欲に満ちた心を育てる教育・文化・コミュニティを展開していきます。

(2) 生涯にわたる教育・学習活動の充実

①就学前教育・家庭教育の充実

ア. 地域ぐるみの子育て支援の推進

- ・地域、保育所、幼稚園、行政がともに連携・交流し、子どもをまちの宝として地域ぐるみ・まちぐるみで育てる体制・仕組みづくりを推進します。

イ. 幼児教育の充実

- ・基本的な生活や学習の基礎を身に付けるとともに、まちの特性を活かし、自然体験などを通じて愛着を育む幼児教育の充実を図ります。

ウ. 子育て期の親育ての推進

- ・子育てに関する学習活動や悩み相談体制の充実により、子育てに豊かさや喜び、楽しさを感じることでできる親育てを推進します。

②学校教育の充実

ア. 特色ある学校づくり

- ・学校同士がよりよい学校づくりに向けて互いに切磋琢磨し、魅力のある学校づくりを進めるとともに、地域のよさを感じとり地域を育てる人材や、情報化社会・国際化社会で活躍できる人材を育てる教育の充実を図ります。

イ. 多様な要請に対応できる学校教育の検討、推進

- ・学校同士の交流・連携や不登校児童・生徒への対応などを通じて、子どもや家庭の希望に応じた多様な教育・学習を選択できる体制づくりを検討し、推進します。
- ・地域の歴史文化や豊かな自然環境等を学ぶ郷土学習や地域活動を通じての体験学習等を重視し、積極的に推進します。
- ・学校教育施設の整備・充実に努めます。

③青少年活動・健全育成の推進

ア. 豊かな環境の中での体験学習の推進

- ・まちの歴史・文化や琵琶湖をはじめとする自然環境とのふれあいを通じて、自らの責任で行動のできる青少年の活発な活動を推進します。

イ. 青少年の健全育成

- ・行政、地域、学校等が一体となって、青少年の非行防止等良好な社会環境の形成に取り組み、次代を担う青少年の健全な育成に努めます。

ウ. 郷土の歴史文化の継承

- ・郷土の歴史的な発展過程や地域が育んできた文化等を青少年に継承する取り組みを推進します。
- ・近江聖人中江藤樹等の郷土の偉人の教えを青少年に継承する取り組みを推進します。

④生涯学習の推進

ア. 生涯学習推進体制の整備

- ・住民や関係団体等による主体的な活動が展開されるよう、住民参加・参画の仕組みや構想づくりを進めるとともに、まちぐるみで生涯学習を展開する体制づくりに努めます。
- ・生涯学習施設の整備・充実に努めます。

イ. 生涯学習施設間の連携強化

- ・住民が身近に生涯学習に取り組む拠点として、図書館および公民館の相互連携による利便性の向上と市民参加による各種事業・運営の強化を図ります。

ウ. 公民館活動の充実

- ・公民館を中心に展開している各種文化的活動の一層の充実を図ります。
- ・合併を機に講座の共有化や講師の相互活用、施設の相互利用等を積極的に推進し、効率的な施設運営に努めます。

⑤地域文化の振興

ア. 個性ある地域文化の継承・発展

- ・各地域で継承されている郷土の祭りや文化芸術活動等を継承・発展させていく取り組みを進めます。
- ・地域固有の文化財等を関係機関と連携協力し、保護に努めます。

イ. 新たな地域文化の創造

- ・新しい市の誕生を機に、地域住民が相互に連携し力を合わせて、新たな地域文化づくりを推進するよう努めます。

⑥地域スポーツの振興

ア. 地域共通種目の展開

- ・新しいまちが一体感を早期に持てるよう、地域共通種目の設定等を行い、スポーツによる切磋琢磨と交流を積極的に推進します。

イ. スポーツ振興体制の整備

- ・スポーツを通じた交流と健康づくりのためのスポーツ施設の整備・充実を図ります。

ウ. 地域総合型スポーツクラブの設立

- ・地域を連携し一体的に運営する地域総合型スポーツクラブの設立を図ります。

(3) 住民自治・コミュニティ活動の推進

①自治会・コミュニティ活動の推進

ア. 自立・自助を基本としたコミュニティ活動の振興

- ・自立・自助を基本とした自治会やコミュニティ活動の一層の振興を図るとともに、相互に励まし合い、応援し合える仕組みづくりに努めます。

イ. 地域づくり活動の促進

- ・声のかけあいや身近な相談の場づくりなどを通じて、誰もがまちづくりに参加したくなる雰囲気を創出するとともに、安全・安心な地域づくりに住民が一体となって取り組めるように努めます。

②市民主体のまちづくりの推進

ア. まちづくりにかかわる人材の育成と活動の促進

- ・「人材バンク」などの仕組みにより、まちづくりにかかわる人材を育成・登録するとともに、人材の有効な活用により個性的な活動を促進します。

イ. 個性あふれるまちづくりの展開

- ・NPOやボランティア団体を育成するとともに、それらの活動を支援し、市民の主体的な参加と行政とのパートナーシップにより、個性あふれる魅力的なまちづくりの展開を図ります。

(4) 国際化時代等に対応した国際・国内交流の推進

ア. 市民による国際・国内交流活動の支援

- ・新しい市における市民主体の国際交流組織の設立に努めます。
- ・今日まで交流してきた国や都市、地域との交流をより発展させるため、市民主体の交流活動の促進と支援の強化を図ります。

イ. 国際化時代等に対応した語学力習得の促進

- ・国際化時代等に対応していくため、市民の語学力の習得機会の拡大を図ります。

ウ. 外国人との共生と国際理解の推進

- ・外国人にやさしい表示やパンフレットの作成に努めます。
- ・市民の国際意識の高揚や国際理解に関する学習機会の充実を図ります。

(5) 人権施策や男女共同参画施策の推進

ア. 人権意識の高揚と人権の尊重

- ・あらゆる人の人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて人権意識高揚のための人権教育および人権啓発を推進するとともに、人権に関する相談体制の充実を図ります。

イ. 子どもの安全と権利を守る体制づくり

- ・福祉と教育の連携により、家庭環境の改善や児童虐待への対応など、子どもの安全と権利を守る体制づくりに努めます。

ウ. 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の推進に向けた仕組みや体制の充実を図ります。
- ・各種委員会や審議会などへの女性の積極的な登用を図ります。
- ・男女共同参画に向けた教育や研修機会の充実を図ります。

4. 主要事業

項目	主要事業	事業の概要
地域の個性を大切にしたい一体感の醸成	新市一体化プロジェクト事業	・新市合併後の早期の一体化を図る諸施策の展開
生涯にわたる教育・学習活動の充実	幼児教育事業	・まちぐるみの子育て支援
	学校教育充実事業	・特色ある学校づくりの推進 ・教育相談事業
	学校施設整備事業	・学校教育施設の整備・充実
	青少年健全育成事業	・まちぐるみの青少年健全育成の推進 ・体験学習の推進
	生涯学習充実事業	・生涯学習施設の整備・充実 ・各地域の生涯学習施設間の連携の強化
	郷土歴史文化伝承事業	・文化財等の保護および文化の継承
	地域文化振興事業	・地域内に育まれている文化（伝統）の継承 ・新たな地域文化の創造 ・地域文化施設の整備・充実
	地域スポーツ振興事業	・スポーツ施設の整備・充実 ・スポーツによる交流の推進 ・スポーツ振興体制の強化
住民自治・コミュニティ活動の推進	コミュニティ支援事業	・自治会・コミュニティ組織の体制強化を促進
	まちづくり推進事業	・個性のあるまちづくりの展開を推進 ・人材の育成・支援
国際化時代等に対応した国際・国内交流の推進	国際・国内交流事業	・新市国際交流組織の設立 ・市民が自主的・主体的に進める国際・国内交流活動促進・支援
人権施策や男女共同参画施策の推進	人権と子どもの安全と権利を守る事業	・人権教育・人権啓発の推進と相談体制の充実 ・子どもの安全と権利を守る体制づくり
	男女共同参画推進事業	・男女共同参画プランの策定と推進 ・女性の積極的な登用と意識啓発

5-2. 安心して暮らせる福祉社会づくり（保健・医療・福祉計画）

1. 目標と基本方針

（1）目標

全国的に進む少子高齢化の中で、保健・医療・福祉に対するニーズはますます多様化・高度化しつつあります。こうした動向に対応していくため、若い世代が安心して子どもを産み育てられ、乳幼児や児童等が健やかに育ち、高齢者や障害者等が明るく生き生きと暮らしていけるよう、多面的で良質な施策を展開していくことが求められています。

特に、高島地域は、県内でも最も高齢化率の高い地域となっており、長寿時代の到来を見越した対応策を展開していくことが、住民の間からも強く求められています。そこで、新市における保健・医療・福祉分野の目標を次のとおり設定します。

豊かな環境の中で 乳幼児から高齢者までが
安心して生き生きと暮らせる
笑顔輝く福祉社会づくり

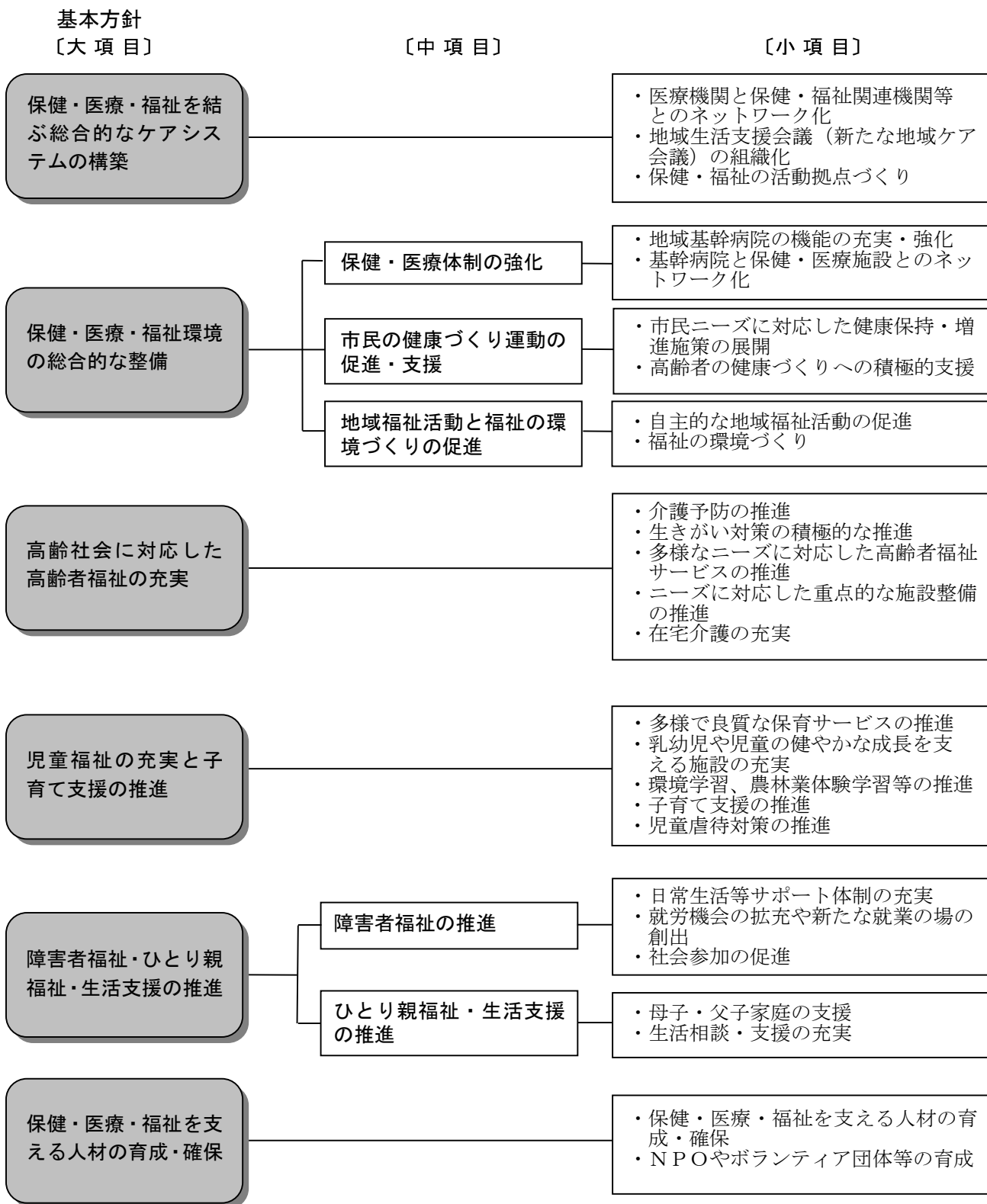
各種施策の推進に当たっては、保健・医療・福祉施策をそれぞれに展開するのではなく、総合的な視点から分野間の相互連携を強めて、多様化・高度化する市民ニーズに応えていくことが必要となっています。

そのため、保健・医療・福祉関係機関相互の連携の強化はもとより、各地域・集落単位の取り組みや、NPO・ボランティア団体等の活動をも促進し、行政や関係機関と市民とがパートナーシップの基に各種施策を総合的に推進していくこととします。

（2）基本方針

- ①保健・医療・福祉を結ぶ総合的なケアシステムの構築
- ②保健・医療・福祉環境の総合的な整備
- ③高齢社会に対応した高齢者福祉の充実
- ④児童福祉の充実と子育て支援の推進
- ⑤障害者福祉・ひとり親福祉・生活支援の推進
- ⑥保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保

2. 施策体系



3. 施策

(1) 保健・医療・福祉を結ぶ総合的なケアシステムの構築

ア. 医療機関と保健・福祉関連機関等とのネットワーク化

- ・公立高島総合病院の機能の充実を図り、その他の病院・診療所等との連携を強化するとともに、保健・福祉施設や関連機関・組織とのネットワーク化を進め、保健・医療・福祉に係る総合的なケアシステムの構築を図ります。

イ. 地域生活支援会議（新たな地域ケア会議）の組織化

- ・総合的なケアシステムの構築に関連して、新市の各地域における保健・医療・福祉関係機関・組織の関係者が集まり、対策を協議する「地域生活支援会議（新たな地域ケア会議）」を組織化し、連携を強化します。

ウ. 保健・福祉の活動拠点づくり

- ・地域活動の拠点施設とした保健センターを旧町村単位で存続し、地域住民の保健・福祉の向上のため整備を図ります。
- ・新しいセンター機能としては、地域リハビリテーション支援体制を視野に入れながら医療機関と連携した温泉療養機能、デイサービス機能や高齢者筋力トレーニング機能、その他スポーツ・レクリエーション機能等が想定され、従来の保健・福祉関係者に加えて、スポーツドクターやインストラクター、循環器疾患等のリスクマネジメントのできる内科医等の配置を検討します。

(2) 保健・医療・福祉環境の総合的な整備

①保健・医療体制の強化

ア. 地域基幹病院の機能の充実・強化

- ・地域の基幹病院である公立高島総合病院の休日・夜間・救急診療体制の充実・強化、診療科目の充実、医療技術や設備の充実化・高度化を推進し、住民のニーズに応じた地域の総合病院を目指します。

イ. 基幹病院と保健・医療施設とのネットワーク化

- ・公立高島総合病院とその他の保健・医療・福祉施設とのネットワーク化を進め、地域における保健・医療体制を強化します。

②市民の健康づくり運動の促進・支援

ア. 市民ニーズに対応した健康保持・増進施策の展開

- ・市民ニーズに応じた健康保持・増進施策の展開を図り、市民自らが進める健康づくりを支援していきます。

イ. 高齢者の健康づくりの積極的支援

- ・高齢社会に対応して、高齢者の健康づくりや体力づくりに重点的に取り組むこととし、そのための施策を積極的に推進します。

③地域福祉活動と福祉の環境づくりの促進

ア. 自主的な地域福祉活動の促進

- ・各地域ごとに保健・福祉等に係る総合的な対策を検討する「地域生活支援会議（新たな地域ケア会議）」を推進するとともに、自治会や集落単位の保健・福祉活動を積極的に促進し、それらを支える「支援ネットワーク」の強化を図ります。

イ. 福祉の環境づくり

- ・高齢者や障害者等が不自由することなく生活できるよう、公共的な施設や交通機関、公営住宅等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進していきます。
- ・また、地域社会の中で共に生きていくことを大切にする「福祉の心」の醸成を図ります。

(3) 高齢社会に対応した高齢者福祉の充実

ア. 介護予防の推進

- ・寝たきり高齢者にならない・させない運動を推進するため、自立した生活の継続と心身機能の維持向上を目的とした健康管理・指導、転倒予防教室などを行います。
- ・高齢者の自立支援や社会参加の意識啓発、魅力的な生涯学習やスポーツ・レクリエーションに係るカリキュラムの企画開発、諸活動への参加促進等を積極的に推進します。
- ・各地域に設けられる保健・福祉拠点施設を中心に、高齢者の低下筋力を維持・発展させる高齢者筋力トレーニングの展開に努めます。

イ. 生きがい対策の積極的な推進

- ・高齢者の生きがいを喚起する対策を推進します。特に、地域振興に高齢者の知識と経験を活かす「地域ガイド」や「農林業インストラクター」等の実現化を図ります。

ウ. 多様なニーズに対応した高齢者福祉サービスの推進

- ・日常的な支援の必要な高齢者に対して、多様なニーズに対応した高齢者福祉サービスの展開を図ります。

エ. ニーズに対応した重点的な施設整備の推進

- ・増大するニーズに対応して、老人ホーム等の拡充整備に努めます。
- ・痴呆症の高齢者対応施設として、「グループホーム」の拡充整備を、民間事業者の参画も視野にいれて推進します。
- ・高齢者の交流施設として整備されている「老人福祉センター」は、ニーズの変化に対応した魅力的な「交流サロン」としての役割を果たしていけるよう、必要な施設・設備のリニューアルや施設運営の改善を図るとともに、より身近な

公民館や地域の集会所等においても、地域のふれあいの場となるような活動を推進します。

- ・上記の各種施設整備にあたっては、低所得者が利用できなくなるようなことがないように努めます。

オ. 在宅介護の充実

- ・要介護者が在宅サービスを適切に利用できるように心身の状況、意向等に配慮した居宅サービス計画に基づきサービス提供の充実を図ります。

(4) 児童福祉の充実と子育て支援の推進

ア. 多様で良質な保育サービスの推進

- ・少子化、核家族化、男女共同参画の進展等の時代の変化の中で、保育ニーズが多様化してきていることから、乳児保育、障害児保育、一時保育、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）等の多様で良質な保育サービスの推進を図ります。

イ. 乳幼児や児童の健やかな成長を支える施設の充実

- ・各地域の実情に対応して保育所の整備充実を図る。幼稚園との調整の必要な地域については、幼児の発達を保障する点を大切にして、市民の多様なニーズに対応した施設の整備を検討していきます。
- ・児童の健全育成や学童保育の充実を図るため、児童館の整備を図ります。

ウ. 環境学習、農林業体験学習等の推進

- ・多自然交流地域としての特性を活かして、市民や学校との協力・連携体制のもとに、ユニークな環境学習や農林業体験学習等の推進を図ります。

エ. 子育て支援の推進

- ・子育て期の保護者を中心にした子育てグループの育成とグループ活動の促進を図ります。
- ・幼稚園・保育所、地域住民等による子育て支援ネットワークの確立を進めます。
- ・地域における多様な子育てサービス情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等の支援を行う子育て支援コーディネーターの設置を図ります。
- ・幼児保育施設等の拡充に対応して、子育て支援センターの拡充整備を図ります。

オ. 児童虐待対策の推進

- ・虐待等の相談窓口機能の設置と特別な保護サービスを必要とする子ども家庭への支援ネットワークの充実を図ります。

(5) 障害者福祉・ひとり親福祉・生活支援の推進

①障害者福祉の推進

ア. 日常生活等サポート体制の充実

- ・障害のあるひとが、社会の中で日常生活を快適に過ごして行けるよう、サポート体制の充実を図ります。
- ・医療機関と連携しながら、緊急時の受け入れ体制の整備を図ります。

イ. 就労機会の拡充や新たな就業の場の創出

- ・各地域における授産施設の充実を図るとともに、福祉工場等も含めて整備を検討していきます。
- ・職業リハビリテーションを継続的に推進するとともに、地域内の企業の協力を得て、一般企業・事業所への就労を促進します。

ウ. 社会参加の促進

- ・障害のあるひとが参加しやすいイベントやスポーツ・レクリエーション機会を確保するとともに、地域内で行なわれる各種のスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習等への積極的な参加を促進します。

②ひとり親福祉・生活支援の推進

ア. 母子・父子家庭の支援

- ・母子、父子福祉については、各家庭の実情に即して、きめ細かい福祉施策の推進に努めます。
- ・ひとり親家庭の交流グループの育成と地域内外のグループとの交流活動を促進します。

イ. 生活相談・支援の充実

- ・生活支援の必要な市民に対して、適正な援護対策を進めます。特に、各種助成制度や就労等についての情報提供、相談や指導等に努めます。
- ・高齢者や障害者等を家庭内で介護している住民に対して、関係者のネットワーク化や相談・支援活動の充実を図ります。

(6) 保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保

ア. 保健・医療・福祉に係る人材の育成・確保

- ・保健・医療・福祉ニーズが増大し、関連する人材の確保等が重要な課題になりつつあることから、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の人材確保に努めます。
- ・当面、地域内の潜在的な有資格者を募るとともに、人材の安定的な確保に向けて資格取得のための助成制度の充実を図ります。

イ. NPOやボランティア団体等の育成

- ・NPOなどの市民参加型組織やボランティア団体等の育成に努めるとともに、活動の促進・支援を図ります。

4. 主要事業

項目	主要事業	事業の概要
保健・医療・福祉を結ぶ総合的なケアシステムの構築	地域ケア拠点施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の拠点施設として、様々な市民需要に応えられるよう、療養機能や高齢者筋力トレーニング機能等を持ち、コア的役割を果たす地域福祉支援センターの機能充実 ・地域生活支援会議（新たな地域ケア会議）の組織化
保健・医療・福祉環境の総合的な整備	総合病院の機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院の施設整備及び地域医療ネットワークの整備 ・地震等の災害時における地域の災害救援活動の拠点となる機能の整備 ・救急医療体制の充実
	健康づくりの促進・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育」活動などによる生活習慣病予防及び健康づくりの推進
高齢社会に対応した高齢者福祉の充実	高齢者福祉充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防（寝たきり高齢者にならない・させない運動）、パワーリハビリ、生きがい対策等の推進 ・ニーズに対応した高齢者福祉施設の整備
児童福祉の充実と子育て支援の推進	健やかな成長を支える施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の施設整備 ・児童館の施設整備
	子育て支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てグループの育成および子育て支援ネットワークの確立
障害者福祉・ひとり親福祉・生活支援の推進	各種福祉の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活等サポート体制の充実 ・社会参加の促進 ・生活相談・支援の充実
保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保	人材育成・確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOやボランティア団体等の育成・活動支援

5-3. 地域を支える産業づくり（産業振興計画）

1. 目標と基本方針

（1）目標

豊富な自然資源に恵まれる当地域において、魅力と活力にあふれる新市を建設していくために、産業分野の新しい可能性の追求が求められています。新市が共有する豊かな自然環境はもとより、あらゆる地域資源を効果的に調和することで、農林水産業や商業、観光、地場産業など従来の産業分野にとらわれない、柔軟で大胆な展開が不可欠であると考えられます。そこで新市における産業分野の目標を次のとおり設定します。

あらゆる資源の調和から
新たな価値を発見し 産業化に挑む人材を育てる
「第6次産業のまち」の創造

第6次産業とは、農林水産業（第1次産業）、製造業（第2次産業）、観光や商業（第3次産業）を融合した概念です。6町村の合併により、従来の町村界や団体などの枠組みを越えて、地域と人と資源をつなぐことが可能となるなかで、産業界においても、既存の産業分野の枠組みを越えて、新しい商品やサービスの開発をめざす好機であり、将来性のある分野に資源を集中することで、5万人都市の活力源泉を生み出すことが可能と考えられます。

そのためには、本物にこだわった産品づくりや地産地消の実践、森林や農地の持つ環境保全機能を重視した農林水産業の振興、技術と伝統を活かした新たな産業の創出と誘致による製造業・地場産業の振興、豊かな自然環境や大都市への至近性を活かした、既存観光施設のネットワーク化と歴史・文化資源の掘り起しによる体験型交流産業の振興、市民に便利で来訪者にも魅力的なにぎわいある商業振興などについても、一層の展開が必要となっています。

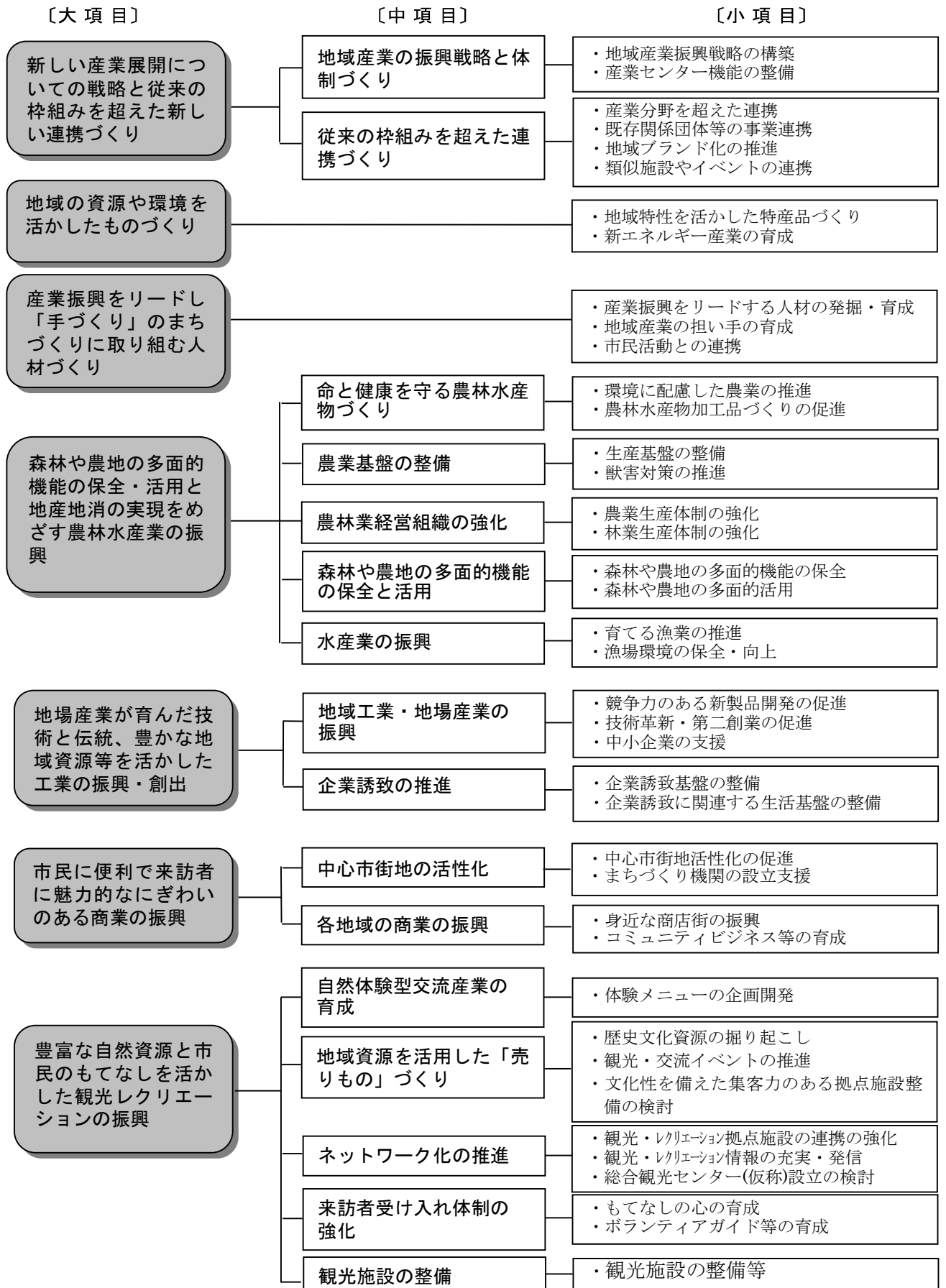
「第6次産業」を創造実現するために何よりも大切なのは、その実現に果敢に挑戦する「人」であり、その人々をみんなで応援する「地域」であると考えられます。産業界や行政はもとより、地域住民や京阪神等の都市住民とも連携することで、市民パワーを活かした手づくりのまちづくりを目指します。

（2）基本方針

- ①新しい産業展開についての戦略と従来の枠組みを超えた新しい連携づくり
- ②地域の資源や環境を活かしたものづくり
- ③産業振興をリードし「手づくり」のまちづくりに取り組む人材づくり
- ④森林や農地の多面的機能の保全・活用と地産地消の実現をめざす農林水産業の振興
- ⑤地場産業が育んだ技術と伝統、豊かな地域資源等を活かした工業の振興・創出
- ⑥市民に便利で来訪者に魅力的なにぎわいある商業の振興
- ⑦豊富な自然資源と市民のもてなしを活かした観光レクリエーションの振興

2. 施策体系

基本方針



3. 施策

(1) 新しい産業展開についての戦略と従来の枠組みを超えた新しい連携づくり

①地域産業の振興戦略と体制づくり

ア. 地域産業振興戦略の構築

- ・当地域の経済的自立化に向けた「地域産業振興戦略」を策定します。戦略では、地域産業の推進役となる「産業センター機能」の整備や産業振興関連の人材育成や産業振興に係る基金（ファンド）の設立等を盛り込むよう努めます。
- ・当地域の産業振興の基本方向としては、「第6次産業」を指向することとし、既存の農林水産業・工業・商業・観光業等の振興を図りつつ、それらの連携と融合による新しい産業（第6次産業）の創造に向けた施策の展開を積極的に推進します。
- ・また、産業振興を推進していくにはITを有効に活用し、様々な情報を収集・発信していくことが必要なことから、高度情報通信ネットワークの整備と有効活用を推進していきます。

イ. 産業センター機能の整備

- ・第6次産業化を創造的に推進していくため、その推進役を果たすプロデューサーあるいはコーディネーター的機能や人材の育成、情報提供機能、各種の相談業務や支援機能等をもった中核的な役割を果たす産業センター機能の整備を図ります。

②従来の枠組みを超えた連携づくり

ア. 産業分野を超えた連携

- ・新しい産業としての第6次産業の創造に向けて、既存の農林水産業・工業・商業・観光業等の分野を超えた相互連携を推進していきます。

イ. 既存関係団体等の事業連携

- ・既存の産業に関連する商工会、JA、観光協会等の関連団体や大学、研究所等各種機関が行っている各種事業の中で、新しい産業創出に関連する事業については連携を図り、効率的で有効な新産業創出事業を推進していきます。

ウ. 地域ブランド化の推進

- ・地域の特性を活かした地域ブランドに加え、地域内で製造される新製品や新商品については、地域統一の「高島ブランド」で売り出していくよう努めます。

エ. 類似施設やイベントの連携

- ・地域内に存在している産業関連の各種施設や地域内で展開してきている各種の産業振興関連イベント等については、総合的な観点から見直しを行い、役割分担等を明確にします。
- ・特に、地域産業に関連する「朝市」や「特産品フェア」「ウォークラリー」等の市民参画型イベントについては、統合と連携を強めて今後とも積極的に展開し

ていきます。また、そうした取り組みが、地域産業の発展に結びついていくよう努めます。

(2) 地域の資源や環境を活かしたものづくり

ア. 地域特性を活かした特産品づくり

- ・農林水産業や製造業等を問わず、当地域内で生産する製品や商品については、地域特性を活かした特色と魅力のある特産品となるよう努めます。こうした取り組みを強化していくことにより、付加価値の高い製品や商品を数多く生み出し、販売力を強化していくこととします。
- ・地域の伝統的な食生活や食文化を大切にし、継承・発展させていく「スロー・フード」運動を推進していきます。

イ. 新エネルギー産業の育成

- ・太陽光発電、太陽熱の利用、木質バイオマスエネルギー、地域コ・ジェネレーションシステム等新エネルギーに関わる産業の育成を図ります。

(3) 産業振興をリードし「手づくり」のまちづくりに取り組む人材づくり

ア. 産業振興をリードする人材の発掘・育成

- ・地域経済力の強化に向けて、第6次産業化を推進していくには、それを先頭に立って牽引していく複数のリーダー群が必要であることから、それにふさわしい人材の発掘、育成を図ります。

イ. 地域産業の担い手の育成

- ・農林水産業、商工業、観光業、交流産業など、あらゆる産業分野や関係団体の担い手育成を図ります。
- ・特に、農林業の振興のため、有利販売の促進等を図り、担い手確保を進めます。また、農林業の担い手不足に対しては、新規参入による担い手育成についても進めます。

ウ. 市民活動との連携

- ・農地や林地に対するオーナー制度、市民農園・貸し農園、林業レスキュー活動等に取り組む市民やNPO等との活動と連携し、農林業の保全と発展を共に進めていきます。

(4) 森林や農地の多面的機能の保全・活用と地産地消の実現をめざす農林水産業の振興

①命と健康を守る農林水産物づくり

ア. 環境に配慮した農業の推進

- ・農業については、特に地域内の畜産糞尿等の処理と関連させるなど有機性資源を利用した資源循環型農業を普及・拡充させるとともに環境こだわり農産物を

はじめ、安心・安全な農産物づくりを地域の売りものにしていきます。

- ・資源循環型農業を実現していくため、土づくりセンターの整備を図ります。
- ・琵琶湖や河川等水質の保全に配慮した環境調和型農業を推進します。

イ. 農林水産物加工品づくりの促進

- ・地域内で生産される農林水産物を活用して、多様で魅力的な加工品の企画開発を行い、地産地消の推進や他地域への販売活動等を促進していきます。

②農業基盤の整備

ア. 生産基盤の整備

- ・農業に欠かせないほ場や農道、用排水路等の整備については、地域の生活環境と密接な関係があることから、地域整備の一環として更新も含め計画的に推進していきます。
- ・今後の農業情勢に整合した大規模区画のほ場整備を推進します。

イ. 獣害対策の推進

- ・農産物に多大な被害をもたらしている獣害に対して、電柵等の獣害防止施設の整備を計画的に推進します。

③農林業経営組織の強化

ア. 農業生産体制の強化

- ・経営効率の高い農業をめざした個別農家の育成や集落営農、生産法人等多様な経営組織の強化に努めます。

イ. 林業生産体制の強化

- ・森林の保全と森林資源の効果的活用を図るため、森林組合等の組織体制強化や林業従事者育成のための支援を図ります。

④森林や農地の多面的機能の保全と活用

ア. 森林や農地の多面的機能の保全

- ・森林や農地の保全を行う人材の確保や集落活動等の充実に努め、J Aや土地改良区、森林組合等との連携のもと、公益的機能を保全するための各種施策の展開を図ります。
- ・森林や農地が持つ多面的機能についての普及啓発に努めるとともに、下流域の都市住民やNPOなど、多様な人材による森林や農地の保全活動への参加を促進します。

イ. 森林や農地の多面的活用

- ・農地が持つ多面的な機能に着眼し、市民やNPO、保育所や幼稚園、学校更には福祉施設と連携しながら、市民農園や観光農園等としての活用を図ります。
- ・農山村の豊かな自然環境や田園環境の中で、その自然や文化に触れる「グリーンツーリズム」の普及に努めるとともに、その受け皿として森林や農地の活用を図り、地域産業の振興や第6次産業化への誘導を促進して行きます。

⑤水産業の振興

ア. 育てる漁業の推進

- ・琵琶湖や河川等を活用した鮎等を中心とする漁業については、育てる漁業を今後とも積極的に推進していきます。

イ. 漁場環境の保全・向上

- ・琵琶湖をはじめとする漁場の環境保全に努めるとともに、水質浄化や外来魚の削減等による環境の向上に努めます。

(5) 地場産業が育んだ技術と伝統、豊かな地域資源等を活かした工業の振興・創出

①地域工業・地場産業の振興

ア. 競争力のある新製品開発の促進

- ・地域内の工業・地場産業については、産業センター機能の強化や自助努力により、競争力のある新製品の企画開発を促進します。

イ. 技術革新・第二創業の促進

- ・技術革新や第二創業ともいえる、従来とは異なる分野への展開も視野に入れて地域産業・地場産業の振興を促進していきます。

ウ. 中小企業の支援

- ・地域内の中小企業の経営安定化や新たな展開等に対して、各種の支援を図ります。

②企業誘致の推進

ア. 企業誘致基盤の整備

- ・当地域の立地条件の良さを活用して、地域が進める第6次産業化に関連する研究開発型企業等の積極的な誘致活動を推進します。
- ・企業誘致に当たっては、誘引効果を高めるための各種支援施策の整備や用地取得の斡旋等を進めます。

イ. 企業誘致に関連する生活基盤の整備

- ・企業誘致に関連して必要となる従業員を受け入れる住宅や生活関連施設等については、必要に応じて積極的に整備していくこととします。

(6) 市民に便利で来訪者に魅力的なにぎわいのある商業の振興

①中心市街地の活性化

ア. 中心市街地活性化の促進

- ・各駅前地区等に形成されている中心商店街については、中心市街地活性化等を推進し、環境整備や活性化施策の積極的な推進を図ります。

イ. まちづくり機関（TMO）の設立支援

- ・中心市街地活性化に関連して、活性化施策を主体的に推進するまちづくり機関（TMO）の設立を促進し、活動の支援を図ります。

②各地域の商業の振興

ア. 身近な商店街の振興

- ・ 中心市街地以外の商店街についても、環境整備や販売促進活動等に対する支援等を推進します。

イ. コミュニティビジネス等の育成

- ・ 地域住民によるコミュニティビジネスの場として、商店街の空き店舗等の提供による有効な活用等により新たな施策展開を図ります。

(7) 豊富な自然資源と市民のもてなしを活かした観光レクリエーションの振興

①自然体験型交流産業の育成

ア. 体験メニューの企画開発

- ・ 第6次産業の一つの重点事業として考えられるのが、体験型・レクリエーションや環境学習等に係る事業です。このため、地域の豊かな自然環境や農林水産業、農山村文化等を活用して、四季折々の新たな「体験型観光・レクリエーションメニュー」や「環境学習メニュー」の企画開発を行います。

②地域資源を活用した「売りもの」づくり

ア. 歴史文化資源の掘り起こし

- ・ 地域の特産品とともに、地域の歴史的・文化的資源を活用した「売りもの」づくりも大切であることから、歴史的資源を掘り起こし、歴史的街並みの保全・修景、歴史的文化遺産の保全・修復等を推進します。

イ. 観光・交流イベントの推進

- ・ 豊かな自然環境や多様で魅力的な地域資源等を活用して、集客力のある魅力的な観光・交流イベントを、四季折々に実施します。

ウ. 文化性を備えた集客力のある拠点施設整備の検討

- ・ 地域の特色と魅力ある歴史的文化的性をより鮮明にして、地域の新しい「売りもの」の一つとしていくため、文化性を備えた集客力のある魅力的な拠点施設の整備を検討していきます。

③ネットワーク化の推進

ア. 観光・レクリエーション拠点施設の連携の強化

- ・ 地域内に点在している観光・レクリエーション拠点施設等を有機的に連結するため、相互の連携を強化します。

イ. 観光・レクリエーション情報の充実・発信

- ・ 地域の観光・レクリエーション情報を地域内外に積極的に発信していくため、情報の収集・整理や発信内容の吟味を行い、多様な情報チャンネルを活用した情報発信を積極的に推進します。

ウ. 総合観光センター（仮称）設立の検討

- ・ 観光拠点施設間の連携や情報の収集・発信活動を、強力に推進していくため、

総合観光センター（仮称）の設立を検討します。

④来訪者受け入れ体制の強化

ア. もてなしの心の育成

- ・地域外からの来訪者を迎え入れ、地域のファンとなり、サポーターとなってもらうためには、受け入れる地域住民がもてなしの心（ホスピタリティ）を高めていく必要があります。このため、各地域における学習会や研修会等を計画的に開催し、全体としてホスピタリティの高い地域の形成を図ります。

イ. ボランティアガイド等の育成

- ・もてなしの心を育成するような取り組みの中で、ボランティアガイド等の育成を図ります。

⑤観光施設の整備

ア. 観光施設の整備等

- ・来訪者に魅力ある観光施設を整備するとともに老朽化する既存観光施設の長寿命化を図ります。

4. 主要事業

項目	主要事業	事業の概要
新しい産業展開についての戦略と従来の枠組みを超えた新しい連携づくり	地域産業振興戦略策定事業	<ul style="list-style-type: none"> 第6次産業化の推進に向けた具体的で戦略的な施策の検討 産業センター機能の整備
	産業振興イベント推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との連携による産業振興のためのイベントの展開
地域の資源や環境を活かしたものづくり	地域特産品開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値が高く魅力的で販売力を持つ新製品・新商品の企画開発
	新エネルギー産業創出事業	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー産業の育成
産業振興をリードし「手づくり」のまちづくりに取り組む人材づくり	人材発掘・育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 第6次産業を企画し、事業を牽引していく人材の発掘・育成事業 地域産業の担い手の育成
森林や農地の多面的機能の保全・活用と地産地消の実現をめざす農林水産業の振興	資源循環型農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環型農業の普及、拡充 循環型農業等を推進していくための土づくりセンターの整備等
	農林業生産基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 生産基盤の計画的な整備や電柵等の獣害防止施設の整備等
	農林業生産体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 農家の育成や集落営農等組織の強化 森林組合等の組織体制強化や林業従事者の育成
	農林業基盤保全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 森林や農地の多面的機能の啓蒙普及、保全活動の促進
	農山村活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的なグリーンツーリズムの企画開発 市民農園等の整備
	漁場環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 漁場の環境保全対策
地場産業が育んだ技術と伝統、豊かな地域資源等を活かした工業の振興・創出	地場産業等振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 独創性や競争力のある新製品等の企画開発や市場開拓への支援 新分野の起業、第二創業への支援
	企業誘致推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 第6次産業化に関連した新規企業の誘致の推進
市民に便利で来訪者に魅力的なにぎわいのある商業の振興	中心市街地活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の中心市街地における環境整備や販売促進等による活性化の推進 まちづくり機関の設立
	商業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等の経営安定対策や振興事業への支援
豊富な自然資源と市民のもてなしを活かした観光レクリエーションの振興	自然体験型交流産業育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 体験メニューの企画開発（体験型観光・レクリエーション、環境学習メニュー） 推進主体の形成
	観光・交流イベント推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 四季折々の集客事業の展開

(つづき)	歴史的・文化的資源再発見事業	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街並みの保全や歴史的文化遺産の保全・修復等 ・文化性を備えた集客力のある拠点施設の設定検討
	観光拠点施設連携促進・強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の強化や充実した情報の発信 ・総合観光センター（仮称）の設定検討等
	ボランティアガイド育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアガイド等育成のための研修等
	観光施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備等

【主な県事業】

項目	主要事業	事業の概要
森林や農地の多面的機能の保全・活用と地産地消の実現をめざす農林水産業の振興	生産基盤の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域総合整備事業 ・里地棚田保全整備事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・地域用水環境整備事業 ・農業用水再編対策事業 ・ため池等整備事業 ・かんがい排水事業

5-4. 湖と里山を活かした豊かな環境づくり（生活環境整備計画）

1. 目標と基本方針

（1）目標

琵琶湖と河川、森林、里山、田園が織りなす当地域の豊かな自然環境と美しい景観は、住民の誇りであると同時に、生活環境を整えていくうえでのかけがえのない地域資源です。この地域資源を保全し生かしながら、定住するにふさわしい個性的で魅力ある生活環境を創造していく必要があります。そこで新市における生活環境分野の目標を次のとおり設定します。

豊かな自然環境と美しい景観を活かした 個性的でうるおいのある循環型定住環境の創造

豊かな自然環境と美しい景観を保全・活用しながら、水と緑、生き物と身近にふれあう人と自然とが共生するまちづくりをめざすほか、碧い湖、里山の緑、清い川など当地域の美しい自然景観と調和した緑豊かでうるおいのある居住環境と上・下水道や公園・緑地などの生活基盤を備えた快適な住環境づくりをめざします。

また、地球温暖化など地球環境問題への対応が課題となるなかで、人々の日常生活や事業活動そのもののあり方を見直し、循環型社会への転換をめざすとともに、すべての住民が災害や交通事故、犯罪などから守られ、安心して暮らせる安全性の高いまちづくりをめざします。

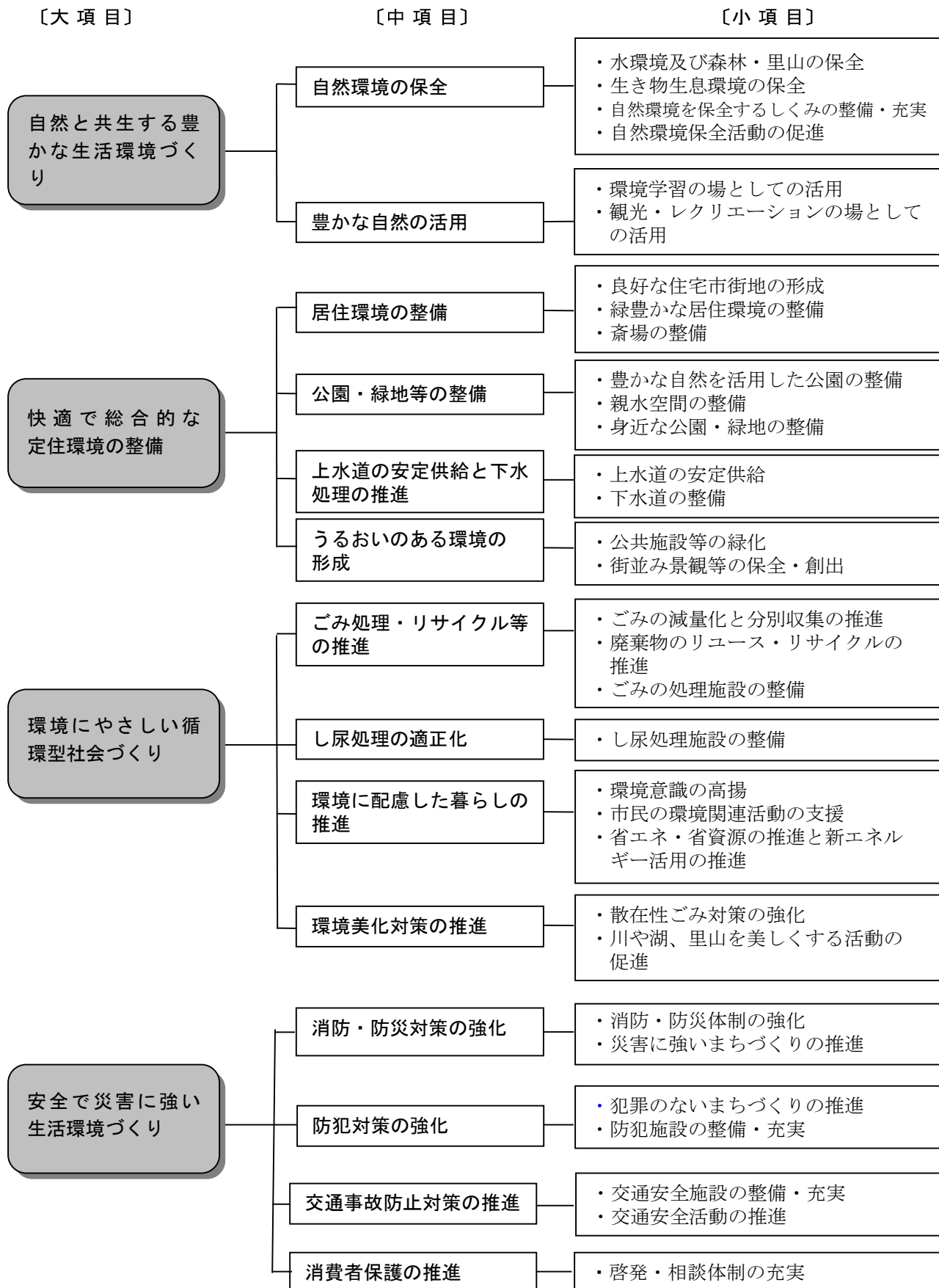
（2）基本方針

- ①自然と共生する豊かな生活環境づくり
- ②快適で総合的な定住環境の整備
- ③環境にやさしい循環型社会づくり
- ④安全で災害に強い生活環境づくり

2. 施策体系

基本方針

〔大項目〕



3. 施策

(1) 自然と共生する豊かな生活環境づくり

①自然環境の保全

ア. 水環境及び森林・里山の保全

- ・琵琶湖や河川の良好な水質を維持するため、水源となる森林や里山の保全を図ります。
- ・内湖や湿地帯など自然が持つ水質浄化システムの保全を図るとともに、可能な範囲で湿地帯の復元策に努めます。また、農業濁水の流出を防止するなど、環境に負荷を与えない各産業の取り組みを推進します。

イ. 生き物生息環境の保全

- ・森林や里山、琵琶湖や河川、湿地帯等の多様な生き物の生息環境の保全に努めます。

ウ. 自然環境を保全するしくみの整備・充実

- ・市街地と農村・農地とが調和した土地利用の推進、自然環境保全地域の指定、環境条例の検討など、自然環境を保全するしくみの整備・充実を図ります。

エ. 自然環境保全活動の促進

- ・地域住民が進める自然保護活動、環境学習活動、森林ボランティア活動等の多様な自然環境保全活動を促進します。

②豊かな自然の活用

ア. 環境学習の場としての活用

- ・当地域の恵まれた豊かな自然環境を守りながら、人と環境との関わりを学習する場としての活用を促進します。

イ. 観光・レクリエーションの場としての活用

- ・森林や里山、農地などの豊かな自然環境は、格好のエコツーリズム・グリーンツーリズムの場としての条件を備えていることから、観光・レクリエーションの場としての活用も進めます。

(2) 快適で総合的な定住環境の整備

①居住環境の整備

ア. 良好な住宅市街地の形成

- ・若者から高齢者まで多様な世代の定住促進を図るため、良好な住宅市街地の形成を促進します。
- ・特に、当地域では、若者定住を促進していくことが大きな課題となっていることから、例えば高度情報通信システム等が整備された、若者にとって魅力的な住宅市街地の形成に努めます。
- ・住宅建設にあたっては、室内環境を良好なものとするため、化学物質を少して

も排出を抑制していくよう努めます。

イ. 緑豊かな居住環境の整備

- ・住宅市街地は、生け垣協定や緑化協定などの自主的なまちづくりを支援し、緑豊かでうるおいのある居住環境の整備を図ります。

ウ. 斎場の整備

- ・老朽化する斎場の改修、整備を図ります。

②公園・緑地等の整備

ア. 豊かな自然を活用した公園の整備

- ・森林や里山、河川周辺の緑地等の一部を自然と親しめる憩いの空間として位置づけ、自然を活かした公園整備を推進します。

イ. 親水空間の整備

- ・琵琶湖や河川等を子どもをはじめ地域住民の暮らしに身近な自然とするため、散策したり憩うことのできる親水空間として整備していきます。
- ・地域内における湧水の保全と利活用に努めるとともに、里川（身近な河川）の再生、整備を推進します。

ウ. 身近な公園・緑地の整備

- ・市街地内においては、遊び場や児童公園、街区公園、近隣公園、駅前広場、ポケットパーク等の身近な公園・緑地の整備を、計画的に推進します。

③上水道の安定供給と下水処理の推進

ア. 上水道の安定供給

- ・水源の確保を図り、水質管理体制を強化しながら、良質な水の安定供給を図ります。

イ. 下水道の整備

- ・生活環境の改善と琵琶湖の水質保全を図るため、下水道の早期整備を推進します。

④うるおいのある環境の形成

ア. 公共施設等の緑化

- ・街路の緑化を進めるとともに、各種公的施設の境界部や玄関廻り等を緑や花で飾り等を施し、うるおいある環境を演出していきます。
- ・市民と一体となって花いっぱい運動等を進め、花と緑のまちづくりを推進していきます。

イ. 街並み景観等の保全・創出

- ・地域固有の歴史文化を象徴する街並みや建築物の保全・修復を図ります。
- ・駅前地区や中心市街地、幹線道路沿い等のシンボリックな地区において、美しい景観の創出に努めます。

(3) 環境にやさしい循環型社会づくり

①ごみ処理・リサイクル等の推進

ア. ごみの減量化と分別収集の推進

- ・一般家庭ごみや事業所ごみの減量化に向けて意識啓発を図るとともに、分別収集を推進します。

イ. 廃棄物のリユース・リサイクルの推進

- ・有効活用の可能な廃棄物については、リユースとリサイクルの積極的な推進を図ります。

ウ. ごみの処理施設の整備

- ・一般廃棄物の適正な処理、処分を行うため中間処理施設や最終処分場の整備に努めます。

②し尿処理の適正化

ア. し尿処理施設の整備

- ・し尿の適正な処理を図るため、老朽化する施設の整備に努めます。

③環境に配慮した暮らしの推進

ア. 環境意識の高揚

- ・環境の保全や物を大切にする心、環境に配慮した商品の購入、ゴミの減量化、資源のリユースやリサイクル等に係る住民の環境意識の高揚を図るため、意識啓発を行います。

イ. 市民の環境関連活動の支援

- ・環境美化や水環境保全運動、環境学習等の住民の自主的な環境関連活動の促進と支援を行うとともに、環境に配慮した暮らし（エコライフ）の推進を図ります。

ウ. 省エネ・省資源の推進と新エネルギー活用の推進

- ・環境への負荷の少ない社会を目指し、雨水や家庭雑排水等の中水としての再利用など省エネ・省資源の推進を図るとともに、風力や太陽光・熱、木質バイオマス等の新エネルギーの活用についても推進します。

④環境美化対策の推進

ア. 散在性ごみ対策の強化

- ・道路、河川、観光地等の散在性ごみについては、住民や来訪者のマナーの改善を求めるとともに、対策を強化します。また、不法投棄に対しても監視を強めます。

イ. 川や湖、里山を美しくする活動の促進

- ・地域住民やボランティア等が進める川や湖、里山等を美しくする活動をより促進し、支援を図ります。

(4) 安全で災害に強い生活環境づくり

①消防・防災対策の強化

ア. 消防・防災体制の強化

- ・火災や水害、地震等の災害から地域住民の生命と財産を守るため、地域防災計画を策定し常備消防力や情報伝達・連絡体制の強化、消防団員の確保、消防・防災設備の充実など消防・防災体制の強化を図ります。

イ. 災害に強いまちづくりの推進

- ・天井川など水害の恐れのある河川の改修を推進するとともに、土砂流出の恐れのある森林の保全など治山・砂防対策を推進します。
- ・市街地や集落内等については、防災施設・設備の充実、自主防災組織の充実など防災体制の強化を図ります。

②防犯対策の強化

ア. 犯罪のないまちづくりの推進

- ・警察署の協力を得ながら、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ・自主的な防犯組織の充実を図るなど防犯体制についても強化を進めます。

イ. 防犯施設の整備・充実

- ・犯罪が発生しやすい場所や施設の防犯に留意した施設の整備・充実を図ります。

③交通事故防止対策の推進

ア. 交通安全施設の整備・充実

- ・交通事故のない安心して住める地域にしていくため、交通安全施設の整備・充実を図ります。

イ. 交通安全活動の推進

- ・幼児から高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育や交通安全活動を推進します。

④消費者保護の推進

ア. 啓発・相談体制の充実

- ・安心した消費生活がおくれるよう苦情の多い通信販売、訪問販売等の情報提供や相談体制の充実を図ります。

4. 主要事業

項目	主要事業	事業の概要
自然と共生する豊かな生活環境づくり	自然環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全に係る条例等の制定による検討の推進 ・水草除去 ・池沼の管理
	エコツーリズム・グリーンツーリズム推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した魅力的なエコツーリズム・グリーンツーリズムの企画開発
快適で総合的な定住環境の整備	住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若者や通勤者等の居住施設として駅周辺地区等での整備 ・公営住宅の建設
	斎場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場の改修整備
	公園・緑地整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を活かした公園・緑地などの整備 ・駅前広場の整備
	上・下水道等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、簡易水道の整備 ・公共下水道、農業集落排水処理施設の整備 ・合併処理浄化槽設置補助
	うるおい創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・街並み景観の保全・修景を促進
環境にやさしい循環型社会づくり	ごみ処理施設整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場等の整備
	ごみの減量化、リユース・リサイクル推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や事業者への意識啓発と減量化等の積極的な推進
	し尿処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の整備
	環境に配慮した暮らしの推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な環境活動の推進と支援 ・生ごみ処理機設置補助等
	環境美化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティア等による活動の推進と支援
安全で災害に強い生活環境づくり	地域防災計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の地域防災計画の策定(琵琶湖西岸断層帯から生じる震災対策マニュアル等の作成)
	防災行政無線整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の整備
	消防設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽等の整備
	地域防犯防災体制充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的組織の充実 ・防災備蓄資材の整備
	交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室等の実施

【主な県事業】

項目	主要事業	事業の概要
自然と共生する豊かな生活環境づくり	自然環境保全事業	・琵琶湖（湖中）水草除去事業
	農業生産基盤整備事業	・農業用水再編対策事業
	農村整備事業	・中山間地域総合整備事業 ・里地棚田保全整備事業 ・地域用水環境整備事業
快適で総合的な定住環境の整備	下水道整備事業	・流域下水道の整備

5-5. 地域を支えるしっかりとした基盤づくり（都市基盤整備計画）

1. 目標と基本方針

（1）目標

琵琶湖の北西に位置する当地域は、琵琶湖岸の水辺から、里山、森林までの豊かな自然環境を今に残しており、地球規模で自然との共生が求められ、自然への回帰志向が高まる中で、良好な自然環境の中で充実した暮らしを実現できる地域と考えられます。

一方、当地域は、県下でも最も高齢化率の高い地域であり、高齢者が日々の暮らしを安心して送ることができる環境を実現していくことが求められるとともに、バランスある人口構成を維持していくために、地域を支える若い世代がここに暮らしたいと感じることのできる、生活環境の充実が強く求められています。そこで新市における都市基盤分野の目標を次のとおり設定します。

良好な自然環境と共生し 多様な暮らしを実現できる
誰もが心豊かに暮らせる都市基盤づくり

各種施策の推進にあたっては、良好な自然環境に対し、最大限の配慮を行うとともに、各地域が有する文化、伝統などの個性を大事にした基盤整備を進めていくこととします。

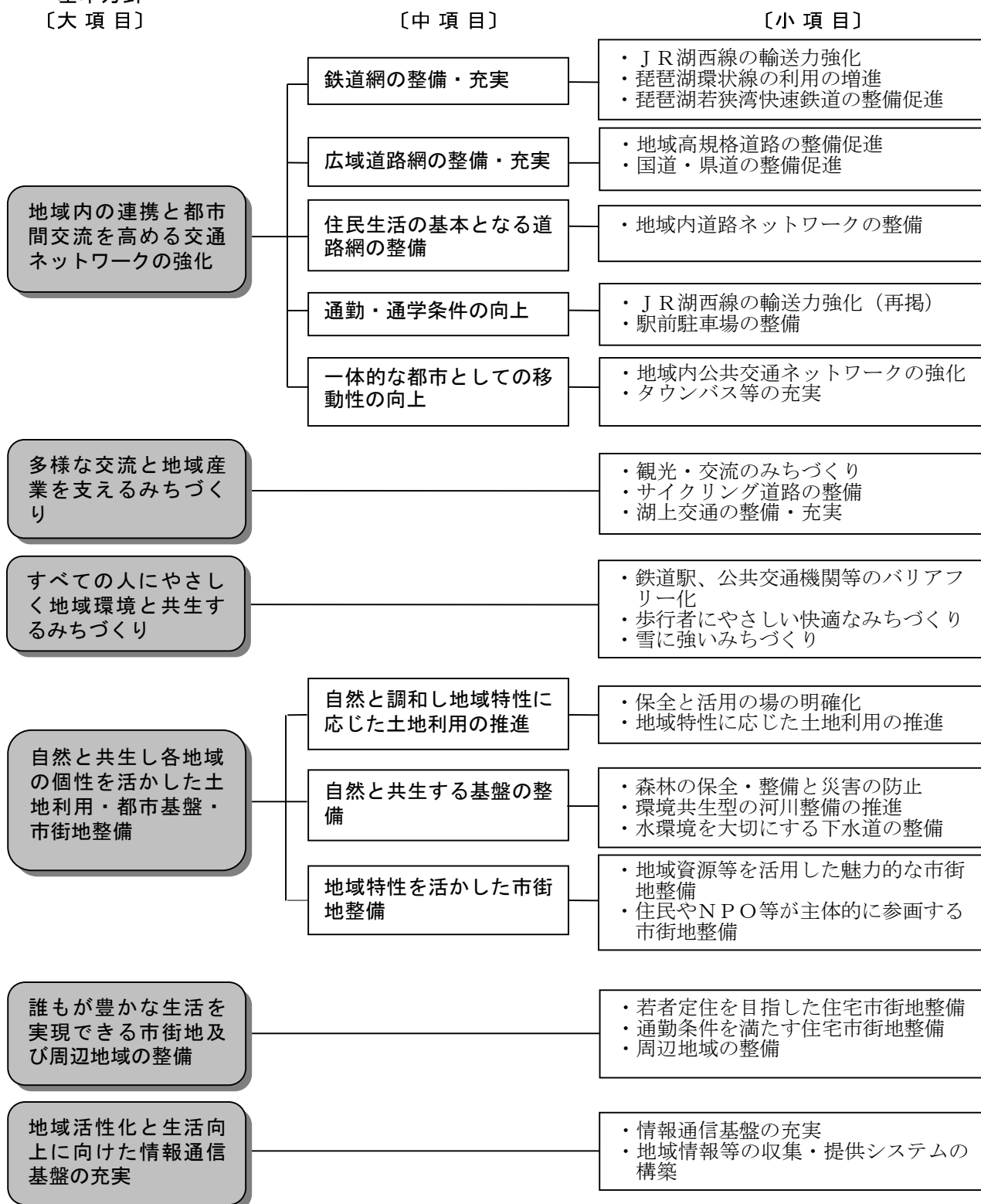
特に、地域内の各地域を結ぶ各種ネットワークの強化など、ひとつのまちとしての一体感を創出するとともに、各地区のまちなみ、文化を大切にす市街地整備など、個々の個性を大切に守ることにより、多様で生き生きとしたまちを創っていくこととします。

（2）基本方針

- ①地域内の連携と都市間交流を高める交通ネットワークの強化
- ②多様な交流と地域産業を支えるみちづくり
- ③すべての人にやさしく地域環境と共生するみちづくり
- ④自然と共生し各地域の個性を活かした土地利用・都市基盤・市街地整備
- ⑤誰もが豊かな生活を実現できる市街地および周辺地域の整備
- ⑥地域活性化と生活向上に向けた情報通信基盤の充実

2. 施策体系

基本方針
〔大項目〕



3. 施策

(1) 地域内の連携と都市間交流を高める交通ネットワークの強化

① 鉄道網の整備・充実

ア. JR湖西線の輸送力強化

- ・京阪神大都市圏との交流を深めるとともに、通勤・通学条件を向上させるため、JR湖西線の増便等による輸送力強化の促進に努めます。

イ. 琵琶湖環状線の利用の増進

- ・中京圏や湖北地域、北陸方面等との交流・連携を強化するため、琵琶湖環状線の継続的実行性のある利用促進対策の展開に努め、便数の確保と利用増進に努めます。

ウ. 琵琶湖若狭湾快速鉄道の整備促進

- ・若狭方面との連結を強化し、当地域の交通結節点としての地位を確保するため、琵琶湖若狭湾快速鉄道の早期整備の促進に努めます。

② 広域道路網の整備・充実

ア. 地域高規格道路の整備促進

- ・地域高規格道路として計画路線に指定されています琵琶湖西縦貫道路の早期整備の促進に努めます。

イ. 国道・県道の整備促進

- ・国道の整備促進に努めます。
- ・国道161号の機能強化とバイパスの早期整備・4車線化
- ・国道303号、367号の改良整備事業
- ・県道の整備促進に努めます。

③ 住民生活の基本となる道路網の整備

ア. 地域内道路ネットワークの整備

- ・地域内幹線道路については、地域内の骨格的な道路ネットワークを形成する上で必要性の高いものから整備を進めていきます。

④ 通勤・通学条件の向上

ア. JR湖西線の輸送力強化（再掲）

- ・京阪神大都市圏への通勤・通学条件を向上させるため、JR湖西線の増便等による輸送力強化の促進に努めます。

イ. 駅前駐車場の整備

- ・地域内から京阪神大都市圏等に通勤・通学する人々の利便性を高めるため、各駅前地区において駅前駐車場の整備に努めます。

⑤ 一体的な都市としての移動性の向上

ア. 地域内公共交通ネットワークの強化

- ・鉄道とバスとの有効的な連結、地域内バス交通ネットワークの充実等により、

地域内公共交通のネットワークの強化が図れるよう、関係機関に働きかけます。

イ. タウンバス等の充実

- ・各市街地内と周辺地域とを結ぶタウンバスやコミュニティバス等の充実を図ります。

(2) 多様な交流と地域産業を支えるみちづくり

ア. 観光・交流のみちづくり

- ・湖周道路を桜並木等で結んで、統一的な一大景観を創出し、地域イメージと魅力の向上を図ります。
- ・琵琶湖岸や河川沿い、里山、森林、地域内の観光・交流拠点等を結ぶ道路ネットワークの整備を計画的に推進します。
- ・主要な観光・交流ルートとしてふさわしい条件を持つ道路については、道路景観の形成や沿道における交流・休憩拠点施設の整備を推進します。

イ. サイクリング道路の整備

- ・観光・交流拠点等を結ぶサイクリング道路の整備を推進します。

ウ. 湖上交通の整備・充実

- ・湖上交通の整備・充実を関係機関に働きかけます。

(3) すべての人にやさしく地域環境と共生するみちづくり

ア. 鉄道駅、公共交通機関等のバリアフリー化

- ・JR湖西線の各駅舎及びその周辺の道路等については、重点的にバリアフリー化を進めます。特に、駅舎については、エレベーター等の設置を促進していきます。
- ・地域内の主要な公共交通機関である生活路線バスについては、低床バスの導入等を積極的に進めていきます。

イ. 歩行者にやさしい快適なみちづくり

- ・地域内の道路については、必要な箇所に歩道を設置し、段差の解消等により高齢者や交通弱者にやさしいみちづくりを進めます。
- ・街路樹を計画的に整備し、歩行者にとって快適な道路環境の創出に努めます。

ウ. 雪に強いみちづくり

- ・当地域は冬季の積雪量が多いことから、除雪の強化や融雪装置の整備など、雪に強いみちづくりを推進します。

(4) 自然と共生し各地域の個性を活かした土地利用・都市基盤・市街地整備

①自然と調和し地域特性に応じた土地利用の推進

ア. 保全と活用場の明確化

- ・都市計画法や農地法、森林法等の各種法制度の適切な運用により、自然環境を

保全する区域と市街化や地域活性化等に活用する区域の整備を図ります。

- ・必要に応じて、土地利用の規制と誘導を図っていくための条例の制定等について努めます。

イ. 地域特性に応じた土地利用の推進

- ・各地域の特性に応じて、市街地や農地・林地、観光・交流地区、企業誘致地区等の計画的な土地利用の推進を図ります。
- ・新たな幹線道路の整備や拠点施設整備に対応して、自然環境や既存集落等との調和に配慮しつつ、整備を検討します。

②自然と共生する基盤の整備

ア. 森林の保全・整備と土砂災害の防止

- ・地域に展開する豊かな環境を有する森林は、その景観と自然循環機能を損なわないようにしつつ、また、その一部に自然公園等の整備を行い、交流や環境学習の場としても活用します。
- ・土砂災害の未然防止を図るため、土砂流出防止のため堰堤等の整備を進めるとともに、管理の強化を進めます。

イ. 環境共生型の河川整備の推進

- ・地域内の主要河川については、治水安全度の向上を図るとともに、豊かな自然に恵まれた河川環境の保全・再生のための多自然型工法や住民の憩いの場や学習の場として水辺空間の整備等を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図り、適正な管理により良好な河川環境の保全強化を図ります。

ウ. 水環境を大切にす下水道の整備

- ・当地域は、琵琶湖の源流域に位置することから、琵琶湖の汚染防止に特別の配慮を行うこととし、水質に負荷を与えないための下水道の早期整備を推進します。

③地域特性を活かした市街地整備

ア. 地域資源等を活用した魅力的な市街地整備

- ・各地域の歴史的・文化的資源等を活用して、特色があり魅力的な市街地の整備を推進します。
- ・特に、各地域の中心市街地については、それぞれの地域内にある各種資源を有効に活用して、特色と魅力のある市街地の形成に努めます。

イ. 住民やNPO等が主体的に参画する市街地整備

- ・市街地の整備等については、地域住民が協調性を持ち積極的に推進していくことが望まれることから、地域住民やNPO等の市民組織の主体的な参画を促進します。
- ・地域住民と行政や商工会等の関係機関との協働（パートナーシップ）による市街地整備を推進します。

(5) 誰もが豊かな生活を実現できる市街地および周辺地域の整備

ア. 若者定住を目指した住宅市街地整備

- ・地域内から若者の流出を防止するため、若者が魅力を感じる定住条件を探り、その条件にあった住宅市街地の整備に努めます。整備にあたり、高度情報通信システムの導入等についても推進していきます。

イ. 通勤条件を満たす住宅市街地整備

- ・若者に限らず地域内から大都市圏等に通勤する人々が、通勤条件を満たすことを基本とした住宅市街地の整備を進め、地域定住に向けた取り組みを積極的に推進します。特に、各JR駅周辺地区については、通勤の便利さを売り物にできるため、積極的な対応を図ります。

ウ. 周辺地域の整備

- ・条件不利地域での暮らしを支える居住環境の整備が必要であり、それぞれの条件や特性に応じた市街地や集落環境の整備を推進します。
- ・特に、田園環境の中での生活を希望する若者にも対応できるよう、高度情報通信システムの整備等を推進します。

(6) 地域活性化と生活向上に向けた情報通信基盤の充実

ア. 情報通信基盤の充実

- ・高速情報通信網の整備を進め、各家庭に至るネットワークの充実に努めます。

イ. 地域情報等の収集・提供システムの構築

- ・高速情報通信網を有効に活用して、地域の活性化や豊かな市民生活を実現するため必要な地域情報等を収集し提供するシステムの構築を図っていくよう努めます。

4. 主要事業

項目	主要事業	事業の概要
地域内の連携と都市間交流を高める交通ネットワークの強化	鉄道網整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R湖西線の便数増加等による輸送力の強化 ・ 琵琶湖環状線の整備、利用促進事業の展開 ・ 鉄道新線である琵琶湖若狭湾快速鉄道の整備促進
	広域道路網の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道・県道の整備促進
	幹線・地域内道路網整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の整備 ・ 地域内道路ネットワークの整備
	地域内公共交通網整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ タウンバス等の充実強化
多様な交流と地域産業を支えるみちづくり	湖周道路景観形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖周道路の桜並木化の継続的な実施
	観光・文化みちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリング道路等の交流施設の整備
すべての人にやさしく地域環境と共生するみちづくり	鉄道駅舎等のバリアフリー化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R湖西線の鉄道駅舎及び駅周辺地域のバリアフリー化の推進
	歩行者にやさしいみちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等の整備
	雪に強いみちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消雪施設整備等
自然と共生し各地域の個性を活かした土地利用・都市基盤・市街地整備	土地利用総合計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の土地利用に関する総合的な計画の策定
	自然共生型基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境共生型の河川整備 ・ 交流と環境学習の場の整備
	街なみ環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を活かした街なみの整備
誰もが豊かな生活を実現できる市街地および周辺地域の整備	住宅市街地整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者定住や通勤者定住用の住宅市街地の整備
地域活性化と生活向上に向けた情報通信基盤の充実	情報通信基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報基盤の整備とネットワークシステムの構築
	地域情報収集活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報を収集・活用するシステムの構築

【主な県事業】

項目	主要事業	事業の概要
地域内の連携と都市間交流を高める交通ネットワークの強化	広域道路の整備	・道路改築事業
すべての人にやさしく地域環境と共生するみちづくり	雪に強いみちづくり事業	・道路防雪事業
	歩行者にやさしいみちづくり事業	・道路交通安全事業
	農村整備事業	・中山間地域総合整備事業
自然と共生し各地域の個性を活かした土地利用・都市基盤・市街地整備	自然共生型基盤整備事業	・河川改修事業
		・砂防事業
		・急傾斜地崩壊対策事業
		・治山事業
		・北川治水ダム建設事業
		・保安林整備事業

第6章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域の特性や地域間のバランス、既存施設の有効活用、住民サービスの低下の防止を基本的な視点とし、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し財政事情等も考慮しながら逐次検討し、整備していくこととします。

各町に整備されている施設で機能的に重複していたり類似のものについては、統合と機能分担、民間委託などの管理運営方法等を検討し有効に活用していくこととします。

新市の事務所および支所の整備については、最小限の経費により対応することとし、従来の住民サービス機能が低下しないよう十分配慮し、全市的な情報通信システムの統合整備において新市事務所とともにネットワーク拠点として機能するようにしていきます。また庁舎内に余裕スペースが生じる場合は、地域の活性化や市民活動に資するよう有効に活用していくこととします。

第7章 財政計画

1. 前提条件

財政計画は、合併後の平成16年度から令和6年度までの21年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等を踏まえ、合併による歳出の削減効果・市民負担の軽減・サービス水準の向上等を反映し、普通会計（公営事業会計以外の会計をまとめたもの）ベースで作成しました。なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

（1）歳入

①地方税

地方税については、これまでの状況を踏まえ、現行税制度を基本として算定しています。

②地方交付税

普通交付税については、国の構造改革による影響額を勘案したうえで、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

③分担金及び負担金

分担金及び負担金については、これまでの状況を踏まえ算定しています。

④国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、これまでの状況や合併に係る財政支援を含めて算定しています。

⑤繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するため、各種基金を効率的に活用していく方針により見込んでいます。

⑥地方債

地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴う合併特例債・通常債の活用を含めて算定しています。

なお、合併特例債は、合併後の速やかな一体性の確保のための公共施設の整備事業などに発行することとし、発行額は、約330億円を見込んでいます。

(2) 歳出

①人件費

人件費については、合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併による特別職職員の減少を見込み算定しています。

なお、新市において策定される定員適正化計画により本経費の変動が見込まれますが、新しい行政ニーズに対応でき、合併効果を生み出せるよう定員管理の適正化を積極的に推進していきます。

②物件費

物件費については、これまでの状況をもとに、合併による事務経費の削減効果や新市建設計画における主要事業等を勘案し算定しています。

③扶助費

扶助費については、これまでの状況をもとに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込み算定しています。

④補助費等

補助費等については、これまでの状況をもとに、合併によるサービス水準の向上による影響や各種団体の統合による運営の効率化による影響等を含め算定しています。

⑤公債費

公債費については、平成15年度までの地方債に係る償還予定額に、平成16年度以降における新市建設計画の主要事業等に伴う新たな地方債に係る償還額を見込み算定しています。

⑥積立金

合併特例債を活用した基金への積立を見込み算定しています。

⑦繰出金

繰出金については、他会計への繰出金の推移を見込み算定しています。

⑧普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画における主要事業およびその他の普通建設事業を見込み算定しています。

2. 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	5,478	5,552	5,561	6,203	6,137	5,881	5,812	5,909	5,836	5,801	5,814	5,701	5,746	5,779	5,740	5,609	5,543	5,409	5,371	5,416	5,307
地方譲与税	424	521	731	319	320	301	291	282	264	254	242	252	246	247	247	264	263	262	268	267	266
利子割交付金等	59	55	54	63	37	33	34	30	29	69	72	70	38	65	51	61	61	61	61	61	61
地方消費税交付金	524	479	477	459	420	448	447	434	427	423	515	885	776	801	887	800	823	846	846	846	846
ゴルフ場利用税交付金	11	11	13	11	15	10	8	8	9	2	3	7	5	2	4	3	3	3	3	3	3
自動車取得税交付金	216	213	214	202	190	115	91	81	103	91	37	68	69	91	101	43					
環境性能割交付金																17	60	60	60	60	60
地方特例交付金	179	175	131	35	73	96	118	99	22	22	21	19	20	21	24	20	20	20	20	20	20
地方交付税	8,826	10,091	9,991	9,716	10,530	10,583	11,085	11,388	11,507	11,858	11,717	11,524	11,160	10,297	10,143	9,768	9,973	9,695	9,702	9,769	9,904
交通安全対策特別交付金	7	8	9	8	7	7	7	7	7	6	5	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	216	166	141	152	137	158	144	144	131	144	138	37	23	27	40	166	173	172	172	172	172
使用料及び手数料	722	656	583	567	567	534	531	532	535	535	538	541	503	461	447	403	417	451	495	481	491
国庫支出金	2,186	2,945	1,789	1,590	1,966	3,612	3,088	3,127	2,400	3,085	3,804	3,224	3,564	3,358	3,064	3,188	3,057	3,534	4,287	4,300	4,253
県支出金	2,323	1,545	1,410	1,649	1,613	1,634	2,889	1,894	1,731	1,679	2,027	1,986	1,984	2,080	2,151	2,111	2,136	2,140	2,152	2,156	2,128
財産収入	213	53	141	173	108	90	86	62	137	37	100	64	220	104	92	26	26	26	26	26	26
寄附金	144	0	4	11	12	7	10	10	8	24	17	281	410	465	494	500	500	500	500	500	500
繰入金	4,611	1,597	832	231	990	658	733	1,791	1,566	675	379	305	596	1,011	745	939	1,639	2,068	1,992	1,597	1,661
繰越金	1,121	1,637	1,121	1,363	820	1,108	1,061	1,173	1,486	1,300	1,082	973	1,366	897	1,175	952	900	867	920	967	957
諸収入	863	704	603	631	613	606	592	613	625	608	618	709	525	572	1,008	579	545	525	557	586	579
地方債	3,832	3,135	4,954	1,437	1,274	1,897	2,389	2,235	1,936	1,668	2,779	2,364	3,189	3,215	4,782	2,847	1,522	2,209	2,864	2,779	2,883
歳入合計	31,955	29,543	28,759	24,820	25,829	27,778	29,396	29,819	28,759	28,281	29,908	29,016	30,445	29,498	31,199	28,300	27,665	28,852	30,300	30,010	30,121

注) 平成16年度から平成30年度までは決算額。令和元年度以降は計画額。

(2) 歳出

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	5,737	5,528	5,470	5,463	5,407	5,102	5,243	5,223	5,326	5,045	4,531	4,666	4,496	4,427	4,377	4,332	5,343	5,331	5,359	5,342	5,302
扶助費	1,881	2,274	2,298	2,434	2,443	2,508	3,169	3,359	3,486	3,603	3,960	4,143	4,336	4,419	4,293	4,519	4,556	4,561	4,577	4,579	4,580
公債費	3,720	3,794	3,816	4,212	4,325	4,261	4,313	3,599	3,509	4,529	3,594	3,562	3,331	2,946	3,024	2,977	3,436	3,578	3,555	3,562	3,679
(小計)	11,338	11,596	11,584	12,109	12,175	11,871	12,725	12,181	12,321	13,177	12,085	12,371	12,163	11,792	11,694	11,828	13,335	13,470	13,491	13,483	13,561
物件費	4,514	4,116	3,330	3,497	3,426	3,419	3,437	3,419	3,191	3,157	4,127	4,151	4,396	4,376	4,427	5,091	4,016	4,244	4,216	4,085	4,113
維持補修費	143	149	216	264	287	264	225	217	232	200	144	135	134	176	139	224	194	227	196	223	237
補助費等	2,494	2,070	2,019	1,991	2,285	3,409	2,845	4,635	3,096	2,035	2,146	2,460	2,433	4,314	4,485	5,316	5,336	5,329	5,295	5,303	5,186
繰出金	3,156	3,390	3,415	3,546	3,980	3,960	3,769	3,643	3,566	3,573	4,162	3,979	3,863	2,038	1,982	1,485	1,576	1,592	1,608	1,625	1,643
投資・出資・貸付金	208	112	60	50	39	17	21	13	10	6	5	20	80	94	77	18	18	1	1	1	1
積立金	226	715	4,351	271	404	580	1,404	406	1,247	2,133	1,481	1,544	2,395	915	1,035	1,017	1,385	969	995	1,019	1,013
(小計)	10,741	10,552	13,391	9,619	10,421	11,649	11,701	12,333	11,342	11,104	12,065	12,289	13,301	11,913	12,145	13,151	12,525	12,362	12,311	12,256	12,193
普通建設事業費	8,239	6,274	2,421	2,272	2,125	3,197	3,797	3,819	3,796	2,919	4,785	2,988	4,084	4,617	6,475	3,321	1,805	3,020	4,498	4,271	4,367
(小計)	8,239	6,274	2,421	2,272	2,125	3,197	3,797	3,819	3,796	2,919	4,785	2,989	4,084	4,617	6,475	3,321	1,805	3,020	4,498	4,271	4,367
歳出合計	30,318	28,422	27,396	24,000	24,721	26,717	28,223	28,333	27,459	27,200	28,935	27,649	29,548	28,322	30,314	28,300	27,665	28,852	30,300	30,010	30,121

注) 平成16年度から平成30年度までは決算額。令和元年度以降は計画額。

用語の説明

【あ行】

- ・アイデンティティ 独自性、主体性
- ・アメニティ 環境の快適性、魅力ある環境を意味する。
心地よさや快適さのこと。また、快適な環境を表す概念をいう。
- ・インフラ インフラストラクチャーの略、都市の基盤を形成する道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの施設。
- ・エコツーリズム 自然環境を保護するとともに、地域住民の伝統的な生活様式含めた地域生態系を破壊せずに観察し、体験することを目的とする観光の考え方とその旅行をいう。
- ・エコライフ 環境への負荷の少ない生活。限りある資源の有効利用やごみの減量化、再資源化等に努める生活。
- ・NPO **Non Profit Organization** の略語。民間非営利組織。
利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体の総称

【か行】

- ・グローバル化 グローバリゼーション：世界的規模にひろがること。
政治、経済、文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。
- ・グリーンツーリズム 都市住民が農山村において、自然・文化・人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動。
- ・グループホーム 知的障害のある人や痴呆性老人等が世話をする人とともに暮らす住宅で、地域の中で暮らすことを目指すもの。
- ・ケアシステム 世話・保護・介護・看護など医療的、心理的援助を含むサービス体系

- ・ 交流産業 豊かな自然環境や農林水産業、農山村文化等を求めて訪れる都市住民との相互対流を通して集客を図り、新たな価値観を生む経済活動を展開する産業の総称。
- ・ コ・ジェネレーションシステム 石油やガスなどの化石燃料を利用して、電力と熱を同時に供給する新しいエネルギーシステム。
具体的にはエンジンなどの原動力による発電と原動機から出る排熱を給湯や冷暖房などに有効利用し、電力消費やボイラーの燃料費用を大幅に低減することを目的とする。
- ・ コーディネーター 物事の調整役、まとめ役
- ・ コミュニティ 地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

【さ行】

- ・ 食育 消費者が望ましい食習慣の実現および食の安全について、自ら考えることを促進するとともに、子供の頃から「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ方などを教え、「食」についての関心を持ち、自ら考えとを身につけさせる取り組み。
- ・ 新エネルギー 風力、太陽光、太陽熱などを活用した自然でクリーンなエネルギー。
- ・ 新市建設計画 市町村の合併に際し、新市の将来のビジョン・まちづくりの方向性を示すものであり、新市のマスタープランとしての役割を果たすものである。計画に盛り込むべき内容としては、建設の基本方針、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画が合併特例法に位置付けられている。
- ・ スケールメリット 規模を大きくすることで得られる利益。
- ・ スロー・フード 地域の伝統的な食材や料理を守り、家族などとゆっくりと食事を楽しみ、ゆとりのある暮らしをすることを目指して提唱

された南イタリアの生活様式に基づくもの。ファストフードに対比されるもの。

〔3つの指針〕

- ・消えていく恐れのある伝統的な食材や料理を大切にする。
- ・質の良い素材を生かした小さな生産者を守る。
- ・子供たちを含めた消費者全体に味の良さを伝える。

スローは自然を表し、対義語であるスピードを否定するものではなく、共存するという意。

- ・ゾーニング
都市計画や建築プランなどで空間を用途などに分けて配置すること。

【た行】

- ・第二創業
企業が抜本的な事業転換をして、あたかも創業時のような事業推進を図ることを象徴的に表す用語。

- ・第6次産業
地域における第1次産業、第2次産業、第3次産業をそれぞれに進行させるだけでなく、各産業分野の資源を複合化すること。例えば、農業（一次産業）なら作物の生産だけでなく、加工（二次産業）、販売（三次産業）まで一体的に取り組むこと。

- ・都市基盤
都市機能を支え、健全な都市活動をしていくために必要な社会資本のこと。
道路・鉄道、公園・緑地、上下水道など。

- ・TMO
Town Management Organization の略語。商店街、行政、市民、事業者等の地域構成するさまざまな団体が参加し、広範な問題を内包する街の運営を横断的に調整、プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関。

- ・地域リハビリテーション
障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活を送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動の全てをいう。

【は行】

- ・バイオマス 生物体を構成する有機物のこと。バイオマスエネルギーは、それを利用するエネルギーをさす。石炭や石油などの化石資源とは異なり、それを燃焼させても大気中の二酸化炭素のバランスを崩さない。つまり、環境にやさしいエネルギーである。
- ・パートナーシップ (住民と行政がともに) 協力しあうこと。協働。同じ目的のために、協力して働くこと。
- ・琵琶湖西縦貫道路 一般国道等の中でも規格の高い道路に整備することが望ましい「地域高規格道路」として平成6年12月に国の路線指定を受けた道路で、木之本町木之本の北陸自動車道から国道8号、303号、161号により大津市横木一丁目の名神高速道路を結ぶ延長約80kmの道路である。国道161号においては平成7年4月にマキノ町～今津町、志賀町～大津市の間が整備区間に指定され、各バイパス等の整備計画に基づき順次整備が進められている。
- ・ファンド 基金、基金投資信託、投資信託、年金基金などの運用財産。
- ・プロデューサー 小説・映画・演劇などの筋、筋書きの製作者。統括的な演出者。

【ま行】

- ・マンパワー 人的な資源、人間の労働力、人力。

【や行】

- ・ユニバーサルデザイン 誰もが利用しやすいデザインを最初から取り入れておこうとするもので、都市施設や建築物だけでなく、容器や文房具等の日常品等のデザインも含まれる。

【ら行】

- ・リサイクル 再生利用。
- ・リスクマネジメント 「リスクの把握」「リスクの分析」「リスクの対応」「対応の評価」という一連のプロセスで行われる。医療における目的は、事故防止活動などを通して、組織の損失を最小に抑え、医療の質を保証すること。
- ・リユース 再使用。